

**議 事 日 程 (第2号)**

平成26年3月12日(水) 午前9時00分開会

日程第 1 一般質問

---

**追 加 日 程**

追加日程第 1 報告第2号 常任委員会委員長、副委員長の報告について

追加日程第 2 選任第4号 議会運営委員会委員の選任について

---

**本日の会議に付した事件**

日程第1

追加日程第1から追加日程第2まで追加日程に同じ

---

**出席議員 (14名)**

1番 上 林 村 治 君	2番 西 澤 桂 一 君
3番 伊 谷 正 昭 君	4番 高 橋 正 夫 君
5番 外 川 善 正 君	6番 徳 田 文 治 君
7番 河 村 善 一 君	8番 小 杉 和 子 君
9番 本 田 秀 樹 君	10番 瀧 すみ江 君
11番 森 隆 一 君	12番 竹 中 秀 夫 君
13番 辰 己 保 君	14番 吉 岡 ゑみ子 君

**欠席議員 (なし)**

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

町 長	宇野一雄君	教 育 長	藤野智誠君
総 務 主 監	杉本幸雄君	住 民 福 祉 主 監	西川都々子君
会 計 管 理 者	辻 善嗣君	管 理 主 監	北川孝司君
収 納 管 理 主 監	上林忠恭君	総 合 政 策 主 監	林 定信君
環 境 対 策 主 監	飯島滋夫君	教 育 次 長	小杉善範君

教 育 主 監	松藤美保子君	産 業 建 設 主 監	北川元洋君
教 育 振 興 課 長	青木清司君	総 務 課 長	中村治史君
福 祉 課 長	岡部得晴君	建 設 ・ 下 水 道 課 長	中村喜久夫君
人 権 政 策 課 長	本田康仁君	生 涯 学 習 課 長	山本隆男君
健 康 推 進 課 長	酒井紀子君	子 ども 支 援 課 長	川村節子君

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長	徳 田 幸 子	書 記	宮 崎 淳
--------	---------	-----	-------

開会 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（吉岡糸ミ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第1 一般質問を行います。順次発言を許します。

---

◇ 瀧 すみ江君

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

〔10番 瀧 すみ江君登壇〕

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。一般質問を行います。まずはじめに、子どもの医療費無料化について質問します。

先日の新聞報道では、お隣の豊郷町が「18歳までの医療費無料化」を県下に先駆けて今年の10月から実施する予算案を発表しました。子育て支援の必要性を感じる場所です。

医療費無料化の効果は、「病気を早期発見・早期治療できる」という場所です。医療費が無料なら、わずかな症状が出た時にお金の心配なく病院に連れていくことができ、重症化を防ぐことができます。このことは家庭の経済を支援するだけでなく、国保会計などの医療費の負担を抑えることにもつながります。

このように、子育て支援につながり公費の出費を抑えることができる子どもの医療費無料化ですが、愛荘町については昨年8月から小学校卒業までは完全無料、中学生は入院費無料というところまで実施されています。

先の12月議会の一般質問で、私は「中学校卒業までの医療費無料化」を求めましたが、「現時点では小学生医療費無料化と現行の町単独助成制度を維持・継続していくことが大切である」という住民課長の答弁がありました。新しく就任された宇野町長も「中学校卒業までの医療費完全無料化を進めます」と公約を掲げられていました。

「中学校卒業までの医療費完全無料化の実施に対して、どのような見通しを持っているのか」また「実施に伴い、どのくらいの財政負担増が必要と考えているのか」の2点について、答弁を求めます。

次に、介護保険について2点質問します。

1点目に、介護保険料についてです。第6期介護保険事業計画の実施まであと1年となり、策定委員会が開かれて作業が進められています。第5期介護保険事業計画では、保険料の所得段階を7段階に分け、低所得者層の負担軽減に努めましたが、保険料そのものが大幅に上がり、町民税課税世帯で本人が非課税の人が支払う基準額の月額が4,700円で、年金からの天引きは2か月分の9,400円と、高齢者にとって重い負担になりました。

平成27年度からの第6期介護保険事業計画において、介護保険料のさらなる負担増は、高齢者にとっては生活困難につながるのではないかと考えます。そこで、「介護保険料の引き上げを抑えるための見通し」について、答弁を求めます。

2点目は、「要支援」の高齢者への介護保険給付の打ち切りについてです。「要支援」の高齢者への介護保険給付の打ち切りは、第6期介護保険事業計画から実施されることになっています。要支援者が利用するサービスのうち6割を占める訪問介護と通所介護は、市町村が実施する事業に丸投げになります。サービスの内容や人員・単価など国が定める一律の基準はなくなり、市町村が柔軟に対応することになります。

厚労省は、要支援者への訪問・通所介護は保険給付からはずし、地域支援事業に移行させようとし、これまで専門職であるヘルパー等が担ってきた生活援助は、地域のボランティアなどに任せることを計画しています。厚労省の計画では、要支援者のサービス低下は目に見えています。第6期介護保険事業計画から、これまで以上の町独自施策の展開が問われています。「要支援」の介護はずしは、高齢者の重症化をさらに進行させます。それによって介護保険財政を圧迫する危険すらあります。

以上のことから、「第6期介護保険事業計画で、現在行われている要支援者のサービスを町独自の施策として維持すること」を求めますが、答弁をお願いしまして、終わります。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

**○町長（宇野一雄君）** おはようございます。瀧議員のご質問のうち、1点目の「子

どもの医療費無料化」についてお答えを申し上げます。

子どもの医療費無料化につきましては、子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、平成25年8月から小学生の医療費無料化を実施いたしております。また、中学生の医療費につきましては、現在、入院時における医療費を無料化しており、これは小学生の医療費無料化に合わせ実施いたしました。

県内では、中学生の入院時の無料化は13市町、通院を含む完全医療費無料化は2町が実施しております。小学生につきましては、当町を含め3町の実施でございます。

当町におきましても、子どもの健康保持の推進や子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるための施策として、小学生医療無料化の次の段階として、中学生の無料化を実施したいと考えております。

実施に当たりましての所要額を積算しますと、年間いわゆる通年ベースで、おおよそ1,500万円程度を要するものと見込んでおります。

開始にあたりましては、滋賀県や国民健康保険連合会との調整、福祉医療システムの改修、医療機関や住民への周知など準備期間を勘案いたしまして、年度内を目途に進めてまいりたいと思っております。そのため、6月議会に条件整備といたしまして、条例改正議案およびシステム改修等の経費の補正予算をお願い申し上げたいと思っております。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

**○福祉課長（岡部得晴君）** それでは、瀧議員の「介護保険について」の2点にお答えいたします。

今回の介護保険制度の見直しについては、地域包括ケアシステムの構築と制度の持続可能性の確保の2点を基本的な考え方としています。大きくは、サービス提供体制の見直し、費用負担の見直し、2025年を見据えた介護保険事業計画の策定が掲げられています。

愛荘町では、第6期介護保険事業計画の策定に向け、本年1月に事業の検証と住民のニーズ把握のため各種アンケートを実施し、現在、集計作業を行っているところで

す。

ご質問の「介護保険料の値上げを得さえるための見通し」については、12月議会

のご質問にもありましたが、介護保険料の値上げを抑えるためには介護予防に力を入れることが重要と考えており、できるだけ地域に出向いた介護予防事業に取り組んでいます。また、国においては所得水準に応じたきめ細やかな保険料の設定のため標準段階の見直し、低所得者（非課税世帯）には新たに公費を投入しての軽減も予定されています。

2点目のご質問の「第6期介護保険事業計画で、現在行われている要支援者のサービスを町独自施策として維持すること」については、要支援者が通所介護と訪問介護に限り、平成30年3月までに介護予防給付から地域支援事業（総合事業）に移行されるとされています。

9月議会の答弁で「既存の介護サービス事業者の活用、一般質問の拡充や地域資源を活用した新規事業の検討も考慮しながら、独自性のある体制づくりに取り組み、要支援者に総合的なサービス提供ができればと考えています。」とお答えしています。

現在、要支援者のケアプランを作成している地域包括支援センターにおいてはモニタリングを実施しており、専門的なサービスが必要な方については、引き続き現状のサービスを提供していかなくてはなりません。

本町では、国が示している地域資源が十分でないため、元気な高齢者が虚弱な高齢者を支えることも検討しながら、地域での支え合いの体制づくりをより一層進めることが必要でありますし、現状において、現在のサービスを維持する場合には、一定の基準を設けた町独自事業を展開するとしても、利用者負担の増加も検討しなければなりません。このことは、第6期介護保険事業計画の策定において審議していただき、より適切なサービス提供の実現に努めたいと考えています。以上、答弁を終わらせていただきます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 10番、瀧 すみ江君。

**○10番（瀧 すみ江君）** 10番、瀧 すみ江。今後の質問からは、一問一答ということでさせていただきます。

まず、子どもの医療費無料化についてですけれども、本当に答弁はかなり納得はできるわけですが、1つだけですが、中学生医療費完全無料化の実施にあたっての所要額の積算ですけれども、1,500万円増を要すると答弁されておりますが、この算出根拠を求めたいと思いますけれども、答弁をお願いします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** お答えを申し上げます。

これは過去の実績を踏まえまして算出をさせていただいておりますが、実は平成26年1月いわゆる今年の1月末現在で1件のみ、8万3,635円という数字がございましたので、それをベースに算出させていただいた数字でございます。だいたいそれで行きますと3割負担分が1人当たり2,212円になるということになりますので、それをベースに年間1,500万円という数字を充てさせていただいております。

愛荘町・多賀町・豊郷町を見据えながら、愛荘町で26年1月末現在の愛荘町中学生が708人おられますので、多賀町・豊郷町が実施しておられます平均というのですか、受診率を見まして84%という数字が出ておりますので、それをベースに積算させていただいて1,500万円。そのベースは8万3,635円ということでご理解をいただきたいと思っております。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 10番、瀧 すみ江君。

**○10番（瀧 すみ江君）** それでは次に、介護保険のことについて質問をさせていただきます。

先ほど答弁がいろいろありましたけれども、政府の方で昨年、社会保険審議会介護保険部会で介護保険制度の改正の検討事項が出されております。その資料を見ると、第6期介護保険事業計画に反映しなければならないことが盛りだくさん記されています。先ほどもいろいろ答弁がございましたが、ここで申し上げますと、サービス提供体制で充実することは、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しであり、具体的には在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化、介護予防の推進、地域包括支援センターの機能強化が掲げられています。また、効率化・重点化することは、介護サービスの効率化・重点化であり、具体的には地域支援事業の見直しに任せた予防給付の見直し、特別養護老人ホームの重度者への重点化が掲げられています。

質問させていただきました要支援者の介護はずしは、「地域支援事業の見直しに任せた予防給付の見直し」に含まれており、平成29年4月までにすべての保険者で要支援者に対する新しい総合事業を開始し、27年・28年度は市町村の選択になると。これは町の方から私が介護保険関係の協議会でいただいた資料の中に、そのように入っていたわけですが、そういうふうになっています。「27・28年度は市町村の選択になる」とされているわけです。

この新しい総合事業を始める時期は29年4月までというふうに、すべての保険者がそれを開始するとされているわけで、27・28年度は市町村の選択になるとされているので、この時期は町としてはいつと考えているのかについて、答弁を求めます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 福祉課長。

**○福祉課長（岡部得晴君）** お答えいたします。

今ほどご質問のありましたとおり、町において29年4月までに実施することということが制約されております。現在のところ、策定委員会の方でもご協議いただいておりますし、今後、体制が整い次第、早期には事業移行をしたいと思っておりますけれども、体制というのは、やはり地域で支えていただく体制ということが重要になってきますので、そこら辺を考案しながら、時期については検討していきたいと思っております。以上です。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 10番、瀧 すみ江君。

**○10番（瀧 すみ江君）** 10番、瀧 すみ江。介護保険制度改正の検討事項、今ほど申しあげました中で、通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業を含めた地域支援事業に移行される、今答弁でもありましたが、移行された場合、対象者を限定して従来の通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業を実施するとされています。

現在、要支援1・2の方でサービスを利用している方は、やはりサービスはその方にとって必要不可欠なサービスを利用されているということと判断しておりますが、対象者の限定はどのような規定になるのかは、今までのいろいろな法の改正などを考えてみましても、決定権は町の裁量になるということになると思っておりますので、現在サービスを受けている方全員、その対象にすることも可能ではないかと考えますけれども、その見解を求めておきます。

先ほどの答弁で、引き続き現状のサービスを必要な方には提供していかなければなりませんと答えられていますので、それを踏まえての見解を求めます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 福祉課長。

**○福祉課長（岡部得晴君）** お答えいたします。

最初の答弁でもお答えしていますとおり、地域包括支援センターで要支援者のケアプランを持っております。ということは、地域包括支援センターがすべての要支援者の状態像を把握していると。そういう中で、現在のサービス提供をそのまま維持していくのが一番ベストとは思いますが、状況によってはそこまで必要がない方と



いうのもおられるかもわかりません。それはモニタリングの中において既に実施しておりますので、必要な方に関しては、できるだけ継続して今のサービスが提供できるようなことを考えていくというのが1つの原則というふうには思っております。

ただし、地域支援事業の方に移行されるという部分もございますので、その点は国がガイドラインを示すというふうに言われております。これはたぶん夏ぐらいになるのかなと思っておりますけれども、そこら辺も考慮しながら検討していきたいというふうに思っております。以上です。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 10番、瀧 すみ江君。

**○10番（瀧 すみ江君）** 10番、瀧 すみ江。介護保険料のことですけれども、愛荘町では、先ほど質問のところでも申し上げたと思っておりますけれども、第5期介護保険事業計画の実施から7段階の介護保険料を設定されています。先ほど来から申し上げております社会保障審議会の検討の中では、9段階の介護保険料の設定があげられています。保険料の段階は細かい方が、町民の方にとっては負担軽減につながると思いますので、現在の7段階をさらに多くする考えがあるのかどうか、答弁を求めます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 福祉課長。

**○福祉課長（岡部得晴君）** お答えいたします。

9段階というのは標準の段階ですので、現在、国の方は6段階制をとっております。それを所得、きめ細やかなという答弁をさせていただいておりますけれども、するために9段階まで今度国の方が広げられるというふうになっております。

基本的には国の9段階をベースとしまして、現在、国が6段階のところ町の方は7段階制をとっております。全国では18段階というところをとっておられるところもございますので、どのような形の段階をとっていくのが皆さんの負担にならないような介護保険料になるかというのを検討しながら、9段階をベースとして検討していきたいというふうに思っております。以上です。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 10番、瀧 すみ江君。

**○10番（瀧 すみ江君）** 10番、瀧 すみ江。保険料のことですけれども、先ほど答弁におきまして、「低所得者（非課税世帯）には新たに公費を投入しての軽減」ということを答弁されております。そういう予定をされているということで。これは、具体的にどういうふうにされているのかということが、今、まだ決定はされていないにしても、案として出ているのであれば、それについて答弁を求めたいと思います。

○議長（吉岡系ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） お答えいたします。

現在のところ国の方で予定されておりますのが、生活保護の方が第1段階になっております。それと、第2段階の方が、基準としましては標準額の0.5ということで、半分の金額を0.3まで引き下げるとというのが考えられております。

次の第3段階というのは世帯課税でない方で非課税の方ですけれども、その80万円までの方に付いては、現在国の基準としては0.75という金額が標準額の額になっております。それを0.5まで引き下げるといふふうに考えられております。

今言いましたのは特例の第3段階で、第3段階というのがございます。これにつきましては、非課税世帯で本人課税されていなくて、80万円以上の方です。これにつきましては、現在0.75という金額が標準額の金額として介護保険料を積算しておりますけれども、これを0.7に引き下げるといふような形で検討をされております。以上です。

○議長（吉岡系ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。要支援の方に対する予防給付の対応や、介護保険料の見直しなどを含めた第6期介護保険事業計画の開始まで、あと残すところ1年間です。膨大な量の見直しが必要であり、町民の福祉を充実するか、後退するかということは、この第6期介護保険事業計画の策定如何で大きく問われることと思います。

介護保険策定委員会ですぐに協議されているわけですが、私はよく傍聴させていただき中で、その資料もいただいておりますけれども、その委員会は8回の委員会が予定されておりますが、もう既に2回はされていて、あと6回の委員会が今後予定されていると思っております。そして、来年の2月の第8回目の委員会というのは最終承認になりますので、それはほとんど計画内容の協議ということはできないわけで、結局あと5回の策定委員会で計画内容の協議をしていかななくてはならないと考えています。

昨年9月議会での一般質問でも申し上げましたが、策定委員会の委員の方々に、より綿密な協議を効率的にさせていただくためには、担当課・関係者の職員の方々の行き届いた準備と提案能力が必要になってくるので、その体制は今どうなっているのか。そして、今後の体制づくりについて求めますので、答弁をお願いします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 福祉課長。

**○福祉課長（岡部得晴君）** 現在、策定委員会の業務については、福祉課の介護保険グループの方で担当させていただいております。もちろん、介護保険となりますと地域包括支援センターも関連してまいりますので、あわせて地域包括支援センターの職員と介護保険グループが力を合わせながら、現在、愛荘町の介護保険をどのようにしていけばいいのかというのを検討しながら進めさせていただいているところです。体制としては、今のところそういう体制で考えております。

職員の能力のお話に月ましては、いろいろな確かに国の方が示しております内容が変わってきている中で、そこら辺を即座に把握して、どのようなことが対応できるのかというようなことを十分、自分自身が心掛けて対応するよう指導していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上、答弁といたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 10番、瀧 すみ江君。

**○10番（瀧 すみ江君）** ただいま介護保険策定委員会開催にあたる事務局の姿勢について答弁がありましたけれども、本当に5回だけの介護保険の策定委員会で決めていかれるわけですから、その1回は3時間ほどだと思います、行われる時間は。そこに集中してされていくためには、やはり町がよほどの資料と提案を持ってこない、主体的には町の提案について話し合われることとなりますので、でないとなんか27年度からの介護保険の状況、本当に町民の方々に充実した状況が得られないのではないかと懸念も思うわけですので、これについてはその実行を本当に求めていきたいと思っておりますので、これについては答弁は結構ですけれども、本当にしっかりとしたい・決意で臨んでいきたいと思っておりますので、これだけ訴えておきます。

それで次の質問をさせていただきます。ですから、介護保険制度の今回の改悪というのは、本当に今までも縷々申し上げましたように、膨大な量の見直しが自治体に求められています。その中でも介護予防を中心的課題に据えられていますけれども、本当に今言ったように、町がその内容をどう充実していくのかどうかの責任は本当に大きくなります。

先ほど来も申し上げましたけれども、介護予防充実・推進を行うためには、その業務を司っている地域包括支援センターの充実が不可欠です。その充実というのは、具体的に言うなら体制の強化が必要になってきます。これも9月議会でお聞きしましたが、26年度はもう来月からですけれども、社会福祉士1名・ケアマネ1名の増員を

進めていると9月の時は答弁されていますが、来月からの26年度スタートを前にして確保されているのかどうか。また、第6期介護保険事業計画に向けての体制づくりをどのように計画されているのかについて、答弁をお願いします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 福祉課長。

**○福祉課長（岡部得晴君）** お答えいたします。

9月議会で総務主監の方から2名の増員のお話をさせていただきまして、その人員に関しては既に確保していただいているという形になっております。

あと、体制につきましては、先ほど述べましたように、お互いに包括支援センターと介護グループが力を合わせて推進していかなくては、この計画自体はうまくできてこないということも認識しておりますので、そういう体制で臨んでいきたいというふうに考えております。以上です。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 10番、瀧 すみ江君。

**○10番（瀧 すみ江君）** 10番、瀧 すみ江。町長にお聞きしたいと思います。

前町長は、先ほど来申し上げている昨年の9月議会の一般質問の時に、「この介護保険制度の改革について、地域支援事業を市町村に回すことを全国の町村会としても大変問題視をしている。財源の問題を含めて国に対して声を高めていかなければならない」と答弁されておりました。今後においても、町長として国に対して制度の見直しや財源問題について声を出していただくことを求めたいと思いますけれども、答弁をお願いします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** お答えをいたします。

ご案内のとおりでございますが、介護保険制度の改正につきましては、財源も伴ってくるということもありますので、機会がございましたら、私もその方向で国の方へも訴えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

---

◇ 辰己 保君

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 13番、辰己 保君。

[13番 辰己 保君登壇]

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。一般質問を行います。

まず初めに、淵ノ下や愛知川ニュータウン、そして亀原地区の子どもたちが通学路としている国道8号線から不飲川までの歩道設置および愛知川泉から亀原までの歩道設置を求めることについて質問を行います。

1つ目に、国道8号線から不飲川までの歩道設置についてです。当該区間は、現在、グリーンベルトで歩道帯確保を行っています。愛知川泉から不飲川までは歩道が整備され、安全な通学路が担保されていますが、不飲川の端の西側で国道に向かってグリーンベルト帯を利用する危険な通学路となっています。当該地の変則な通学路は、一刻も早く解決しなければなりません。そこで、不飲川の河川敷の活用および民間会社の一部を借用しての歩道整備ができないか検討を行い、安心・安全な通学路の確保を提案しますが、答弁を求めておきます。

2つ目の愛知川泉から亀原までの歩道整備についても、早急に行うべきと考えています。当該区間は道路が狭隘なところにカーブした箇所があり、道路のカーブ部分は走行車の死角となる箇所で、人や自転車などにとっては非常に危険なところですが、このような道路に歩道整備されずに今日までできています。川の上に道路から1mほど跳ね出すような構造物を設置するなどの対策を、早急に講じる必要があると考えています。こうした考えを示し、今現在、町が行う道路網整備計画とあわせて答弁を求めておきます。

次に、下水道整備について質問を行います。愛知川祇園地先の一部に下水道整備の計画さえ示されていないところが、今年の12月に知ることができました。新年に入って担当課に今日までの経過を聞くなどした結果、下水道課および産業建設主監は、真摯な対応と対策に奔走していただいています。町行政と関係住民との信頼を培う上でも、今後の取り組みおよび整備計画について答弁を求めておきます。

次に、保育園の待機児童の問題について質問します。保育園に入れない、俗に言う「待機児童」は、平成25年度は30人ほどと聞いています。行政は、保育園の定員を拡大するなど民間のご理解とご協力を得ながら、待機児童の解消に向けた取り組みを熱心に行われていることは承知しております。保育園への入所相談とあわせて、子育て支援も親身になって対応していることも認知しています。

子育て世帯は、給料は上がるどころか不安定就労に陥ったり、過酷就労を受忍しなければ働き続けられない若者世代が増えていることも事実です。こうした状況の下で、夫婦で働かなければささやかな家族の営みと夢が守れなくなっている若年世帯にあっ

て、我が子が保育園に入れなくなれば、大変です。愛荘町は、住宅造成されて若年世帯が増えています。当然、26年度の待機児童は増えると推察します。26年度、待機児童の解消に向けた取り組みについて答弁を求めておきます。

次に、住宅・店舗リフォーム助成制度について質問します。昨年的一般質問での答弁では、「現行の助成制度を検証した結果、中小業者の経済市況は厳しいことから支援が必要と考え、対象工事の拡大も必要かと考える」と答えています。リフォーム助成制度の実施は必要不可欠だと行政も認めているわけですから、26年度の実施要項について答弁を求めます。

次に、国民健康保険税の引き下げについて質問します。行政は、国民健康保険事業特別会計に一般財源を繰り入れていることを、税の二重投資だと言っています。しかし、国民健康保険被保険者は、居宅である家屋の固定資産税を、結果的には他の「税」および「料」に対して三重に支払っている現状を認識するべきだと思います。限られた収入の中で収入をつくり出さない居宅に資産割を加算することが妥当かどうか、税の公平さの観点からも問題視されなければなりません。

国民皆保険制度を支えているのは国民健康保険です。所得のない人も加入できる国民健康保険事業を支援することが、税の二重投資だと非難されなければならないことなのか。支払いたくても支払えない人を放置していれば、人権尊重のまちづくりに逆行するとは考えませんか。

安心して医療にかかれる支援体制を少しでも行うのが行政サービスだと考えています。一世帯2万円引き下げるのに約5,000万円で実行できるわけですから、その実施を求めて一般質問とします。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

**○町長（宇野一雄君）** 辰己議員の4点目の住宅・店舗リフォーム助成制度についてお答えします。

昨今の経済情勢を見ても、これまでの政策の効果もあって、景気は緩やかに回復しつつあると言われるものの、いまだ地方経済までは及んでおらず、さらには本年4月1日以降は消費税の改正に伴う景気の落ち込みが懸念されるところでございます。

こうした社会情勢の中、現在実施しております地域活性化住宅省エネ等改修事業補

助金は、地域経済の活性化と住民の居住環境の向上とあわせて省エネルギー対策を推進する目的で、平成24年度から実施しているものでございます。

平成25年度からは利用者の拡大とさらなる環境負荷の低減を図る目的で、屋根の日遮へい工事とLED照明設置工事の設置を追加いたしました。しかしながら、今年度の実績を見てみますと、昨年度より申請件数は増加したものの、予算額に対しましては、申請額は62%でございました。

平成26年度においては、住民の方々が利用しやすい制度とするために、例えば深夜電力を活用したエコキュート等の省エネ工事の追加、これらに関連しての台所のリフォームなども対象にすることで、制度の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、国保税の引き下げについてのご質問にお答えをいたします。国民健康保険制度は、半世紀にわたりまして国民皆保険の中核的役割を担い、国民の健康を支えてまいりました。しかし、高齢化、医療の高度化による医療費の増加や、地域経済の不透明感等による所得の伸び悩みが滞納者の減少を阻害し、多くの保険者が赤字を抱えており、本町を含め県下2市1町においても、一般会計からの多額の繰入金を受けて運営をいたしております。

このような問題の解決のため、国民健康保険財政の健全な運営ができるよう、国民健康保険税運営協議会からの答申によりまして、3年ごとの見直しは妥当という意見をもとに、国民健康保険税の税率改正を行っております。

平成25年度の税率改正では、従前から「資産割」について固定資産税との重複課税とのとらえ方があり、所得がない方にも資産割が課税されていることが負担となっていると考えております。このことから、県下でも資産割を廃止する市町が約7割となっている状況に鑑みまして、本町でもこの資産割を廃止する方向で検討し、平成25年度の改正から資産割を2分の1にしたところです。

なお、次期税制改正では所得の低い方に対する軽減措置の拡充と、賦課限度額の引き上げにより、中間所得層への配慮がされる見込みでございます。

今回のご質問の一世帯当たり2万円の国保税を引き下げますと5,000万円の財源が必要となってまいりまして、ルール外の繰入金を増やすこととなります。また、平成29年度の国保の広域化によりまして市町村別の財政支援ができなくなり、急激な保険税の増加につながるものが懸念されることから、国保税2万円の引き下げは困難というように考えております。

なお、国保税の納付が困難な方に対しましては、健康保険証の交付時に生活状況の聞き取りや分納の相談に応じるなど、きめ細かな対応に努めておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

**○議長（吉岡ゑみ子君）** 産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

**○産業建設主監（北川元洋君）** それでは、辰己議員の国道8号線から不飲川までの歩道整備について答弁をいたします。

町道愛知川川原線は、国道8号線と県道神郷彦根線を結ぶ道路として、交通量の多い道路でございます。また、この路線は通学路となっており、淵ノ下・愛知川ニュータウン・亀原・愛知川泉町・長野西の児童が登下校しており、ご質問の提案にもありますとおり、一級河川不飲川の管理用道路を利用して通学する計画は、歩車道分離の観点からも非常に安全・安心であります。

本提案は平成21年頃に一度計画されましたが、民間会社の敷地を通ることで協力が得られず、また、河川区域内でもあるため河川管理道路としての機能も有する必要があることから、白紙になったと聞いております。再度、経緯等を整理し検討してまいりたいと思っております。

2つ目の愛知川泉町から亀原までの歩道整備についてですが、当該区間も同じ路線でありまして、愛知川ニュータウンの区間は開発に伴い歩道が設置され、ニュータウンから国道8号線に至ってはグリーンベルトを設置しております。しかし、愛知川泉町から亀原地先においては路肩部分が狭くカーブが多いことから、車両にとっては視界が悪く、通学時の児童にとっては危険であると認識しております。

ご提案の工法は、河川断面を犯すことや、河川管理面さらには水利面から困難と考えられます。こうしたことから、当面は電柱を民間敷地内へ移転できないか関係機関と協議を行い、路肩と視界の確保を図ってまいりたいと考えております。こうした通学路の安全確保は重要ですので、現在策定を進めています道路整備計画と連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、下水道整備について答弁をさせていただきます。祇園地先の下水道整備は、平成16年度に実施設計を行い、平成19年から順次供用開始を行ってきました。

しかし、ご指摘の地域の12件については下水道本管の一部を河川堤防敷に埋設する



計画でしたが、河川の占用基準が厳しく、県の協議が進まず未供用のまま現在に至っております。このことにつきましては、関係住民の方々に長きにわたりご迷惑をおかけしております。当時、県協議において他のルートを模索するよう指示を受けておりましたが、敷地地盤高や地下埋設物等の関係、さらには経済効果から、河川堤防敷地を利用する以外に他の方法がなかったと聞いております。

私は、こうした状況を本年に入り知り、早速、建設下水道課長と県を訪れ、現在の状況を話し、さらに要望書を県に提出し、河川堤防敷地を利用する以外に手段がないことを伝えてまいりました。今後は、今年度中に河川堤防敷が利用できるよう県との道筋を立て、新年度に入り早期に河川法の許可を得て、その後、順次、優先的に事務を進め、早期供用開始をめざしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 子ども支援課長。

〔子ども支援課長 川村節子君登壇〕

**○子ども支援課長（川村節子君）** 辰己議員の「待機児童の解消に向けた取り組みについて」のご質問にお答えさせていただきます。

愛荘町では、年少人口や共働き家庭の増加、核家族化の進行などにより、保育ニーズは一層高まり、国の定義による待機児童数は、平成23年10月に5人、平成24年4月が13人、平成25年4月には34人と、保育ニーズに充足できない状況が続いております。

特に愛荘町では賃貸住宅や新興住宅地の開発により若い世代の転入が多く、保育所の入所対象となる0歳から5歳児までの児童数も急速に増加しており、合併初年度の平成18年度の就学前児童数は1,330人でしたが、平成25年4月には1,555人となり、18年度と比較すると225人・16.9%の増となり、保育園の入所希望数も急激に増加しております。

こうした保育需要に対応するため、民間保育所の改築および増築等における施設整備に対し、総額で3億3,796万3,000円の補助金を交付し、平成22年度に定員を15名増、平成24年に20名の増、平成26年4月に20名の増と、過去5年間で55名の定員増を図り、待機児童の解消に努めておりますが、急速に高まる保育需要に対応できない事態となっております。

平成26年度の取り組みにおきましては、20名の定員増に加えて、待機児童解消に

向けた対策として、定員を超えて入所できる入所率上限が撤廃されたことから、民間保育所の協力を得ながら、一定の条件を満たす中で定員を上回って入所をお願いしたいと考えております。現在、最終調整を行っているところですが、430名の定員に対し、できるだけ多くの児童が入所できるよう保育士を確保していただき、受け入れをお願いしており、26年度内に入所をお願いする児童数を504名と見込んでいます。

今後においては、つくし保育園改築整備事業による定員の増を図るとともに、民間保育所においても定員増員の協力を得ながら、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております、よろしく願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己 保。再質問を行います。

まず、道路に関して、河川敷の活用についてですけれども、「河川敷地占用許可準則の一部改正について」というのが、平成23年3月8日第137号で、一定これが愛荘町に準用されるかどうかは別にして、かなり河川敷の占用許可については、今答弁の中にもあったように拡大されてきています。柔軟になってきているというふうに読み取れます。

そうした中で、私自身、確かに今日までは河川敷そのものの活用は流水確保とかいうことを重きに置いていたけども、地方公共団体等が公共に付する場合は十分に活用可能ということになっているので、今の答弁のとおり、もっと積極的に、逆に言えば民間会社に協力を求めていただきたいということ。当然そのことをすれば、本当にあの危険な、不飲川から国道8号線の安心・安全という点では解消されるので、今一度、本当にどのように整備をするのか。

要するに、亀原までは本当に長い間放置してきた状態です。だから、去年の答弁でも、道路網整備計画を策定するという方向が示されているわけです。今年度にはその方向を示すということを行っています。まだそこがしっかりとつくりきれていないということが露呈したわけですから、やはり、今そうした答弁はあるわけですが、去年の答弁でもあるように、優先度を図りながらということですから、当然優先度が高いわけですので、今一度、その河川敷の十分な活用と民間会社への協力依頼、これをどのように本当に進めていくのかということについて、再度答弁をいただいております。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 産業建設主監。

**○産業建設主監（北川元洋君）** お答えさせていただきます。

今ほどお話しされましたように、河川法につきましては改正が行われ、河川の使用につきましては一定基準が緩やかになってまいりました。しかしながら、河川そのものの注水断面等々を動かすという部分については、何ら改正も変わっておらず、ただ、河川区域内の敷地の活用ということについては一定許可が緩んできたというふうに認識しております。

今回の場合、河川断面そのものを動かしてしまうということにちょっと課題がございまして、その部分についてさらに県と協議を進めてまいりたいと考えておりますし、また、民間の敷地内を活用させていただくということにつきましても、具体的に検討を重ねてまいりたいとも思っておりますし、教育委員会等々とも協議を重ねながら進めてまいりたい。また、その時点でその部分が難しければ、通学路としても全体として他のルートが設定できないかもあわせて協議をしながら、安全な児童の通学路確保を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番。教育委員会と協議をして、新たな通学路を模索する。ということは、それは答弁としては適正だと思うのです。

しかし、現状はあの地域で新たな歩道を確保する路線・ルートがあり得るのかどうか。いずれにしても国道8号線に出るまでに、今、不飲川だけに限定した協議をしますが、その区間はどのようにしてもかなり迂回するか何らかの方策でしなかったら、ルートがないというふうに私は推察します。

ですから、その解決なくしては、結局、安全・安心の確保はできないと。だから、教育委員会という問題ではなくて、そこでどう取り組めるかという姿勢の問題だと思います。だから本当に町長を筆頭に、ここは多少政治力というものも必要になろうかと思えます。民間会社への交渉を積極的に、いきなりは進まないだろうと私も思います。でも、そうした状況を粘り強く訴えていただいて、たとえ1mでも歩道の確保をするということになれば、本当に河川敷は活用できますから、準用問題を読んでいたら。だから、私自身は河川敷については、今、主監の答弁でもかなり柔軟になっていますから、私は可能だと。1mぐらいの歩道なら、歩道規定を2m・3mではなくて、そこに合わせた歩道確保をすればいいわけです。そういう姿勢でとりあえず民間会社に積極的に働きかけていただきたいということで、答弁をいただいております。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** お答えを申し上げます。

子どもの通学路の安全確保は誰もが要望することでございますし、必要になってくると思います。しかしながら、現状の道路幅員とか立地等から困難な場合もありますので、今、議員ご指摘のとおり、民間さんの土地提供によってそういったものが解決していくのであれば、それは積極的に乗り出させていただいて、道路整備にあたってまいりたいというように考えますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** ありがとうございます。とりあえず積極的なアクションをお願いしておきます。

泉から亀原の点で、確かに河川の空間利用という提案を申し上げます。そこには一定、違った意味での難しさというものが伴っているのはわかります。しかし、愛知川当時から提案もし、今みたいな提案もしているわけですが、なかなか遅々として進んでいかなというの、やはり本当にその点では教育委員会と協議をせざるを得ないのか。それこそ、亀原地区なら迂回ルートがつくれるのかどうか。

いつまでもこの問題を放置しているのではなくて、積極的に迂回ルートも含めてやるべきだと。歩道の確保ができないのなら、本当に迂回道路を、まだ亀原の方は可能ではないのかと思います。

ただ、泉の人たちは一部そこをどう回答するかということについて、流水確保なら今現在も暗渠というふうに、全面暗渠にはならないわけですから、どういうふうに暗渠方式というか、そういう形で解決がするか。やはり、そこも真剣に一度、ぜっかく道路網計画をつくると言っているのですから、真剣な議論が要と思います。主監、私自身はもっと積極的な議論をして、それで答えをどう導き出すのかということをご提案申し上げて、その地点での答弁をいただいております。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 産業建設主監。

**○産業建設主監（北川元洋君）** お答えさせていただきます。

おっしゃいますように、河川での活用方法ということで、暗渠等にすれば道路幅員を確保でき、歩道も確保できるというところがございます。しかしながら、1級河川であるという中で県の管理等もございまして、また、1級河川であるがゆえに下流の部分での整備も不十分であるというところから、なかなか整備が進まないという状況

でございます。

確かにおっしゃいますように、歩道の確保ということは、先ほどから申しておりますように、必要でございますので、何らかの手立てができないかも含めて、工法的なものも含めて、一度県と協議をしてみたいとも考えておりますし、関係機関とのルート、先ほどから申しておりますように、ルートの検討も含めてまいります。そして、さらに少しでも、先ほどから申しております視界の確保とか、安全が確保できるものの電柱の移転等ができるのであれば、そうしたところからでも早急に取り掛かっていって、児童の安全確保を図ってみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 次に、待機児童について聞きますけれども、今言われたように、答弁であるように、積極的に待機児童を解消すると。エンゼルプラン等々の流れと、新たに非常に難しい対応を行政が求められてくるだろうと思うのは、子ども子育て支援新システムと言いますか、そうした問題も来ます。積極的に2018年に待機児童ゼロに向けた取り組みを今しているということの姿勢は伺い知ることができました。

そこで、今、今年は定員を増やしていると。504名に進めているということで、じゃあこれでどの程度の待機児童の解消につながるのか、答弁をいただいております。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 子ども支援課長。

**○子ども支援課長（川村節子君）** それでは、時間内の受付をさせていただいた方で、平成26年度当町の待機児童数は14名の予定となっております。

内訳といたしましては、就労要件を満たしている家庭で3名、これは同一家族の方でございます。あと11名については、就労予定者で待機を希望した方というふうになってございます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 待機児童については、今日までの取り組み、また常に愛荘町の場合は農村地域でありながら都市的要素を持っています。大都市とは言いませんが、大都市の悩みを抱え込むまちであるということは言えますので、本当にそういう点でも積極的に引き続き努力をしていただくということを申し上げておきます。

次に、国民健康保険税についてですが、国の姿勢そのものが答弁の中にそれが含ま

れています。細かく言わなくてもわかるだろうと思うのですが、実際問題、町長自らも5,000万円ほどあれば1世帯2万円引き下げることができるということは言われました。それで実際問題、私は皆さんに認知というか、認識を持っていただきたいという思いで言うわけですが、やはり加入数そのものもどうであるのかと。いかに国民健康保険が国民皆保険制度をしっかりと支えているかということを理解していただきたいわけです。

要するに、統計の年数を言うわけではありませんが、厚生労働省が出している統計で、加入者が市町村の段階で3,520万人、あとのところでは、協会健保でも3,488万人、組合健保が2,950万人というふうに、かなり所得のない人が加入するのが国民健康保険なんだということなんです。というのは、一人当たりの所得で見ますと、国保は84万円、協会健保が137万円、組合健保が198万円、共済組合が229万円、全然比較にならない所得の階層なんです。ですからこそ、国保のところは下支えが要るのだということを訴えているわけです。

そうした中で負担割合もじゃあどうであるのかということ。一人当たりの負担が国保で8万1,000円、そして協会健保で9万9,000円、組合健保で10万円、共済組合で11万2,000円ということに統計上なっているわけです。厚労省の示すものでさえ、いかに国保の会計が大変であるかという、こうしたデータを示しながら実際は国がそれに見合った助成をしていない、補助をしていないという現状。要するに受益者負担をどんどん押し付けているのだということを私は知っていただきたいし、だからこそ国保被保険者に支援をしていただきたいのだということを申しているわけです。

その点で本当に、今、確かに答弁としては踏み込みにくい環境がつけられているということはあるわけですが、しかし、運用は各地方自治体ですから、そこが保険者ですから、その裁量は効くはずですが、ただ、国のペナルティとかあっているいろいろな制約をあり得るのかもわからないが、そうしたものを乗り越えていかなければ、町民の暮らしを守っていけない。追い込んでいく。確かに資産割は解消していこうという方向は今示されました。しかし、応能・応益割の5対5から見れば、当然、所得割が増えていくはずですが。じゃあ、所得割が増えても増収につながるのかと言えば、私は増収につながらないと。ということは、逆に言えば所得割の率を上げなければならないなと。要するに所得のない人の状況で率で上げてしまう。ということになれば、おのずかとして所得の少ない方に負担が行くということになる。またここに新たな矛盾が含ま

れる。そこらをどういうふうに解消していくのかといえば、結果としてその下支えが必要になってくるということになります。

本当にどうした構想を持っているのか、私にはもう少し見えてきませんが、私は国保税の2万円引き下げというのは、こうした厚労省のデータからも近々に必要だという、私自身は認識をしています。ですから、改めてその活路と言いますか、私は何とでもしていける手立てというものの、その協議を求めて質問を終わります。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** お答えを申し上げます。

国保税の引き下げ問題につきましては、いろいろなところでご議論されていると認識はいたしておりますけれども、私ども愛荘町におきましても国民健康保険税運営協議会の中でご議論いただいて、3年ごとに保険税の見直しをやっているということも事実でございます。そして、今は、答弁でも申し上げましたとおり、2市1町のみ繰入金をやっているというような状況でもございます。

したがって、何も国保税を引き上げようという気持ちは一切ありません。しかしながら、先ほどもご答弁で申し上げましたとおり、今、国で29年度に向かって国保税の考え方をまとめております。そうした中で、後期高齢者医療と同様な、滋賀県の統一的な処理を考えているという中で、今みたいな広域的な処理をされるということになりますと、地方自治体いわゆる我々市町がどのような支援をしていくかというのは絶対見えてこないような状況でございます。そうした中で今引き下げて、29年度に繰入金を廃止するということになると、一挙に国保税がボーンと跳ね上がるというような懸念もいたします。

したがって、そういった情報もいろいろと入手しながらも、今この引き下げを行うと将来にわたって国保税対象者の税が増えてくるというような状況にもなりますので、そうしたところにつきましては十分情報も聴取しながら、国民健康保険税運営協議会の中でご議論いただいて、適正なる保険税の徴収に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

---

◇ 西澤桂一君

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 2番、西澤桂一君。

[2番 西澤桂一君登壇]

**○2番（西澤佳一君）** 初めての議会でございますので、不慣れな点があればお許しをいただきたいと思ひます。

それでは、私は新町長就任に当たつての町政の基本方針につきまして、一括方式ですべて町長にお尋ねしてまいりたいと思ひます。

まず最初に、本年1月20日付けで副町長を辞職され、町長選挙に出馬されると説明されたのはその直後であると仄聞しております。それからわずか1か月という短い期間で、町民の信任を受けられました。今回、町民が短期間のうちに選択した理由としてどのように考えておられるのか、また、これに対してどのように応えていかれるのかをお尋ねいたします。

次に、旧愛知川町と旧秦荘町とが合併して、新しいまち「愛荘町」が生まれて8年が経ちました。生みの苦しみと言ひますか、村西前町長はいくつもの困難な問題に取り組んでこられました。町民の高い支持を得ながら、今回惜しくも退職されたわけがありますが、宇野町長はこの8年間、副町長として前町長を支えてこられました。その実績は当然評価されるところでありますが、宇野町長は今後、前町長の方針を継承されていくのかどうかをお尋ねいたします。

3点目といたしまして、宇野町長が後援会活動として配布されたリーフレット等では、「あらゆる人権を尊び、にぎわいと活気みなぎるまち」をめざすとして、「1. 安全安心 2. 健康福祉 3. 都市基盤など7点」について公約されております。いずれも大事な課題であります。特に優先的に取り組まれるものがあるとするればどのようなものか、お尋ねいたします。

最後に、選挙前に現在の愛知川庁舎・秦荘庁舎という2庁舎方式が、財政の効率化という名のもとに秦荘庁舎が廃止されると聞きました。2庁舎方式は合併時の契約事項であると聞いております。愛知川庁舎のみになりますと、旧秦荘地域の人々は大変な不便を被ることになるばかりではなく、旧秦荘地域の地盤沈下ともなります。図書館についても同じように、現在の2館を愛知川図書館のみにするとも聞いておりますが、町長の考え方をお尋ねいたします。以上、よろしくお願ひします。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

**○町長（宇野一雄君）** 西澤議員の「新町長就任に当たつての町政の基本方針について」の4項目の質問にお答えをいたします。



1 点目のご質問でございますが、多くの方々の推挙を受け出馬を決意いたしましたのは、1月10日頃だったと思っております。しかし、副町長としての職務が残っていたこともございまして、副町長を退任し出馬を表明いたしましたのは、1月20日でございます。退職後、選挙準備に入りまして後援会チラシの印刷ができましたのが2月に入ってからでございますので、告示までの期間は半月ほどでございます。

ご質問の「有権者の皆様が私を選択していただいた理由」でございますが、選挙に臨みましたのは私も初めてでございまして、結果を分析するまでのノウハウもなく、実際にはわかりません。ただ、単純に考えた時、今回の町長選挙には争点がなかったというように思っております。私は現町政を引き継ぎ、愛荘町総合計画の後期計画を着実に進めていく旨伝えてまいりました。しかし、対立候補は当然政策を訴えておられたというように思っておりますが、あわせて私のことについて非難・批判をかなり吹聴されていたと聞いております。このような主張の食い違いが結果、僅差ではございましたが、私に支援をいただいたのではと思っております。これは何も根拠はありません。

当選させていただいた以上は、選挙中、街頭などで訴えてまいりました事項を着実に進めてまいりたいと思っております。

2 点目の「今後、前町長の方針を継承していくのか」についてでございますが、8年間、前町長と新生「愛荘町」で仕事をさせていただいており、愛荘町総合計画をはじめ各種計画の策定など事業を進めてまいりました。また、昨年、「愛荘町自治基本条例」を議決いただいておりますので、この条例の基本理念を行政運営に活かしつつ、前町長とともに行ってまいりました行政運営をさらに進めてまいることといたしております。

3 点目の「7つの公約のうち特に優先的に取り組むものは何か」とのご質問でございますが、先ほど来申し上げておりますとおり、愛荘町総合計画の後期計画を着実に進めてまいりたいと思っておりますが、私が街頭で訴えてまいりました「観光振興で誘客を図ってまいりますとともに、このあらゆる機会に愛荘町を町外・県外へ発信していきたいと思っております。それには、歴史的・文化的に優れた社寺仏閣、眺望山岳景観、田園景観などのデータ整備を行いまして、「愛荘町まちじゅうミュージアム」構想を実現し、このことをエージェントなどを通しまして発信してまいりたいと思っております。

また、防災・災害に強いまちの建設の一環といたしまして、仮に災害が発生いたしました時の本部機能を有します愛知川庁舎の自家用発電装置などが機能いたしませんので、これらの整備。また、愛荘町人権尊重のまちづくり推進計画に基づきまして、横断行政の中で各種施策に「人権」を切り口としており、一層、人権尊重のまちづくりの取り組みを進めてまいりますなど、多くの施策の中から取捨選択し、優先度を見極めながら、限られた資源の中ではございますが、施策を進めてまいりたいと思っております。

4点目の庁舎統合のご質問でございますが、ご質問にありましたように、合併協定項目の中に、「新町の事務所の位置」に関し「当分の間新設せず、現在の愛知川町役場を本庁舎、現在の秦荘町役場を分庁舎として使用する」となっており、秦荘庁舎の廃止は考えておりません。

また、図書館を愛知川図書館一館にするのかといったご質問ですが、それぞれ特色を持った図書館運営を行っております、特に秦荘図書館は「こども読書活動」に力を入れ、幼稚園・学校との連携はもとより、お話ボランティアの活動拠点になっていることから、秦荘図書館を廃止することは考えておりません。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤佳一君） ありがとうございます。質問を終わります。

---

○議長（吉岡糸ミ子君） それでは、暫時休憩いたします。40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） 先ほど瀧議員の「中学生の医療費無料化」の中で答弁をさせていただいた際に、その根拠数字の再質問がございましたが、その時に、26年1月末現在の実績8万3,635円に基づいて出したということ答弁申し上げましたけれども、この8万3,635円につきましては、今現在やっております中学生の入院医療費の実績でございます、今回の医療費無料化に係ります単価の数値は、本町としては持

っておりませんので、あくまでも現在やっておられます多賀町・豊郷町の医療費の実績に踏まえて2,212円というのを出しましたので、訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 産業建設主監。

**○産業建設主監（北川元洋君）** 先ほどの辰己議員のご質問の中の答弁におきまして、「亀原」を「川原」とご答弁いたしました。「亀原」の間違いでございますので、訂正のほどよろしくお願いたします。

---

◇ 河村善一君

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 7番、河村善一君。

〔7番 河村善一君登壇〕

**○7番（河村善一君）** 7番、河村善一。一般質問を行います。

今回の立候補に当たりまして、住民の皆様のいろいろと訴え、町の姿勢を正していくことを約束して当選させていただきました。そこで、今回、新町長になられた宇野一雄町長にお尋ねしたいと思います。できれば、村西前町長とは違い、新たになられた町長として、その進捗状況と決意のほどをご答弁いただきたいと思います。

第1番目の内容でございますが、「道路整備計画の策定と推進について」であります。愛荘町内の道路事情は、何回となく一般質問で取り上げられてきましたが、再度現状をお話し、その現状をどのように認識され、その対策のためどのように取り組もうとされるか、お尋ねいたしたいと思います。

問1つ目でございますが、愛荘町での朝夕の混雑は大変なもので、特に信号機のあるところでは二度三度と信号を待って、やっと通れるのが実態であります。次の信号も同じ状態で待つこととなります。国道8号へ出る道もそうであります。国道での愛知川の信号、中宿の信号、長野と長野北の信号では、朝夕の混雑時には大渋滞となります。それらの改修のために、早急に右折ゾーンの設置を求めたいと思いますが、どのように考えておられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

第2点目。国道8号での五個荘に向かう愛知川橋では、午前7時を過ぎると大変な渋滞となります。通り抜けるには10分～20分かかります。国道なので国の施策によるものと考えますが、切実な現状を国や県に訴えて、何年後には渋滞を解消できるとの計画を示していただきたいと思うのですが、どのように考えておられるのか、お尋

ねいたします。

子どもたちの通学路は非常に狭く、今にも交通事故が起こってもおかしくない状態で、心配でなりません。また、朝は急ぐ車が多くスピードが出ております。その意味で、幅の広い歩道の設置が必要と考えます。

また先日、大型バスが通っておりましたが、バスを通すためには対向の車は端に寄らなければならないのが現状です。観光のまち愛荘町としては大変お粗末としか言いようがありません。幹線道路の拡幅が必要と考えます。これらの現状克服のために、長期的展望に立った道路整備計画の策定が必要であると考えますが、現在の取り組み内容と今後どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

第2点目、「きれいなまち、美しいまちにするために」であります。時々、朝歩いて愛知川庁舎前を通って帰るのですが、ごみが落ちているのが目につきます。庁舎の周りだけでなく大型スーパーの駐車場の周りもそうであります。車に乗っていると目につかないところも、歩いているとよく目につくものであります。

アメリカのニューヨークでは、以前、犯罪が多発しておりました。そうした時にニューヨークの地下的の駅の落書き消しから始められ駅をきれいにされたところ、犯罪件数は大変少なくなったそうであります。

愛荘町がきれいな美しいまちになれば、町を訪れる観光客もリピーターとなっただけででしょうし、何よりも町民自身が気持ちよく過ごすことができるのではないのでしょうか。そこで、愛荘町全体で官民挙げて、月1回の「ごみゼロボランティア活動」を提唱したいと思うのですが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

第3点目、「教育のレベルアップについて」であります。今年の4月、小学校6年生と中学3年生の全国学力調査があり、その結果が10月に発表されましたが、滋賀県は残念にも全国平均より下でありました。

私は、何としても学力アップに取り組み、全国平均以上にしていきたいと考えております。愛荘町、日本、世界を担う子どもたちを、愛荘町から排出したい。教育委員会、学校の先生方、家庭教育との連携を図りながら、ぜひとも取り組みたいと考えております。子どもたちの確かな将来のためにも、学力を身に着けていきたいものと思っております。今日までの教育委員会と小中学校の取り組みと、今後の長期的な取り組みについてお尋ねいたします。

第4点目、「宇野新町長の愛荘町民としての一体感について」であります。最後にな

りますが、宇野一雄新町長が誕生したわけですが、現在お住いは彦根市小泉町とお聞きしております。副町長時代だったらそれでもよかったと思うのですが、愛荘町のトップになられたのですから、町民と一体感ある行動をとっていただきたいと思うのですが、その考えはあるのかどうか、お尋ねいたします。

以上で一般質問とさせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

**○議長（吉岡 丞ミ子君）** 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

**○町長（宇野一雄君）** 河村議員のご質問にお答えします。

まず、道路整備計画の策定について、お答えを申し上げます。議員ご指摘のとおり、朝夕の国道8号の混雑は課題と認識しております。また、国道に交差している道路につきましても同様と考えております。

まず1点目の国道への接続の町道右折ゾーンにつきましては、大部分が交差点部分に民家等が隣接しておりまして、早期の整備は困難な状況であります。

2点目の国道8号の渋滞解消につきましては、国道8号バイパス専決促進期成同盟会を通じまして毎年、近畿整備局や県知事などに要望をいたしております。平成25年10月の要望時には、地元国会議員も同行していただきました。また、近日中には平成24年度に設立されました滋賀県渋滞対策協議会のメンバー、滋賀国道事務所が国道8号の関係市町の聞き取りを行い、国道8号バイパスルート調査を行うと聞いております。

一方で、車両分散による渋滞解消策といたしまして、県道神郷彦根線や愛知川右岸道路の整備も早急に着手されるよう、県当局へ機会を通じて要求をしまっているところでございます。

さて、町の道路整備計画についてでございますが、本年と次年度の2か年をかけ整備を進めております。その内容は、現在の交通状況および整備状況を踏まえまして、さらには県などの関連計画を見据え、優先度を見極めながら、町の向こう10年先の道路網を示したもので、平成25年度は関係データの収集・分析等を中心に行っております。

本計画には道路の新設拡幅だけでなく、ご質問のありました右折ゾーン等の交差点改良や歩道計画等も示し、過度な財源負担を伴わないよう計画的に整備を図ることといたしております。

次に、「ごみゼロボランティア活動」の提唱につきましてございますが、町内に散在するゴミや不法投棄の清掃活動として、滋賀県では毎年5月に「ごみゼロ大作戦」、7月に「びわ湖を美しくする運動」、12月には「県下一斉清掃の日」と、それぞれ基準日を設定され、県下一斉清掃活動を提唱されており、愛荘町でも各自治会に対しまして清掃活動のご協力をお願いしているところであります。

自治会以外におきましては、日赤奉仕団の皆様や各種団体による清掃活動など環境保全活動にご尽力いただいている団体もたくさんあり、感謝申し上げているところでございます。

町といたしましては、シルバー人材センターへ町内全域に散在性ごみ収集を業務委託し、道路など公共の場所に恒常的に捨てられているごみの確認および収集も行っていただいております。また、不法投棄監視員によるパトロールを、町内10区画に分けて10名の方々に監視活動を行っていただいているところであります。

しかしながら、一部の心ない方による不法投棄が後を絶たないのも現実であります。引き続き不法投棄防止に向けた対策について、滋賀県及び各関係機関と連携し、啓発していかねばならないと思っております。

また、ごみを捨てられないための環境づくりについては、道路管理者や施設管理者などそれぞれの分野で対策を講じていただいているところでございます。町内では以上のような活動を行っていただいているところですが、河村議員が提唱いただいております「ごみゼロボランティア活動」を行うには、ボランティアの人員確保やごみの仮置き場の確保、ごみ処理施設の受け入れなどの体制について、関係機関と十分検討を進めていく必要がございます。

なお、町民の皆様をはじめ各種団体・行政ならびに各種関係機関が相互に協力し合い、「ごみゼロできれいなまち、さわやかなまち愛荘町」をめざすためにも、美化活動は必要であると考えており、現在実施しておりますシルバー人材センターでの収集活動や、県が提唱されております「ごみゼロ大作戦」「琵琶湖を美しくする運動」および「県下一斉清掃の日」を、自治会などのご協力を得ながらさらに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

次に、私の「愛荘町民としての一体感について」でございますが、早い話が「町長になったのだから愛荘町に住居を移しては」とのご質問だと存じますが、このあと他の議員からも同様のご質問をいただいております。

ご承知のとおり、公職選挙法第10条「被選挙権」の規定では、国会議員及び知事、市町村長については住所の要件はないため、どの選挙区からでも立候補できるとされております。私が彦根市に居住していることは隠してはおりませんし、このことを知っていただいた上今回の選挙に多くの方々からご推挙いただき、ご支援いただいたものと認識をいたしております。

また、8年前に副町長としてお世話になり、以降8年間、自宅から直接出張する以外は必ず午前8時10分には役場に入っております。そして、警報など予警報法が出そうな天候状態の時には、テレビや電話などで予警報を事前にチェックし早めに出勤するなど、愛荘町に迷惑をかけないように努めてまいったところでございます。

したがいまして、彦根市に居住いたしておりますも、20分余りで役場まで来ることはできますし、副町長就任時から私の所在は常に役場には明らかにいたしております。また、副町長時代は彦根市に住んでいてもよかったが、町長になった限りは町民さんとの一体感がある行動をとるべきとのことですが、私は、彦根市に住んでいるから町民さんとの一体感がある行動がとれないということはないというように思っております。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

**○教育長（藤野智誠君）** 河村議員の「学力アップに関する取り組みと、今後の長期的な取り組みについて」の質問にお答えをさせていただきます。

平成25年度の全国学力学習状況調査において、滋賀県はご指摘のとおり全国平均を下回る結果でありました。愛荘町においても大変厳しい状況であります。町としては、以前にも報告いたしましたとおり、学力に関する町全体の傾向と課題を分析し、全教職員へ周知し、2月期末には保護者への啓發文書も配布したところであります。

同時に各校においては、自校の課題をもとに改善策を設定し実践するよう求めてまいりました。そのような中で、現在進めている具体的な取り組みのいくつかを紹介いたします。

授業の始めと終わりのあいさつや、聞き方・話し方などの基本的なことの見直し、ノートの取り方など「学習ベースづくり」の徹底を小学校で図りました。また、繰り返し学習の充実や朝の学習時間の工夫、放課後学習を新たに取り入れた学校もあります。

次に、言語活動の充実として、聞く・話す・読む・書く活動を意識化し、ノート指導や発表、話し合い活動、討論などを特に中学校では進めております。また、どの学校も県教委の指導主事を招いて授業研究会を実施するなど、授業改善に取り組んでいるところです。

保護者に向けては、学習環境を整え習慣化するために「家庭学習の手引き」を作成するなど、協力をお願いもしてまいりました。

今後、学校では学習に対する取り組みとともに、学力のベースとなる人権・同和教委や生徒指導の充実を長期的に進めていきます。また、町教委は県教委の指導主事等と連携して学校訪問を行い、授業研究などで指導助言を行う予定をしております。

短期的な取り組みとともに長期的プランを見据え、学力向上に取り組む所存でありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上、ね答弁いたします。

**○議長（吉岡み子君）** 7番、河村善一君。

**○7番（河村善一君）** 再質問を行います。

1番目の道路整備計画についてであります。私は、道路整備計画をこれから2年間つくって、10年後をめざしていかれるということで、それは前の村西町長の時から聞いております。ただ現状は、非常に朝の混雑は大変なもので、宇野町長が帰られる時でも非常に混雑の状態であることは、もう一番切実に思われているのではないかと思います。

この問題をやはり早急に、10年計画なんですけれども、そこの中でも優先順位をちゃんと決めてやっていただきたいと思ひますし、今買うべきものは買うというか、道路整備計画をちゃんとしてやっていただきたいと思ひます。

この渋滞は住民の切実な問題だろうと思ひます。その問題を私自身も訴えてきましたし、一歩でも二歩でも前進するような道を、町長の言葉としてご答弁いただきたいなというように考えます。

第2点目の美化活動についてのことでございます。確かになかなか難しい点はあるかと思ひますけれども、まず私は、町長をはじめ町職員あるいはそれぞれの関係機関が自主的にすることを、これは強制ではありません。月1回、庁舎周りをきれいにしようではないかというような気持ちがあってもいいのではないかと。まずそこから人を迎える気持ち、あるいは「観光のまち愛荘町」としての発信ができるのではないかと。というように思ひます。



私は時々、イエローハットの社長の話もするわけですが、朝、会社前を清掃して従事されている。そのことによってイエローハットの会社は大きく発展していったということを述べられ、講演もされている。先日も新聞を見ておりましたら、秦荘西小学校でしたか、校舎にお礼するという事でトイレの清掃、卒業生がそういうことをされたというようなことも載っておりました。

そういうような意味におきまして、強制ではありませんが、自主的にそういうものを取り組む必要は、私はあつていいのではないかなというふうに考えますので、そのお気持ちはあるのかどうか。まず気持ちの問題であります。だからそのことについて再度答弁を求めておきたいと思ひます。

それと、やはり町長になられたわけですから、何も強制することはありませんが、でも、町長の決意として何らかの形での町民との一体感をどういうことで持つていくのかというようなところの姿勢・気持などはやはり答弁いただけたらありがたいと思ひますが、再度それをお尋ねしたいと思ひます。

教育長の方から、全国の学力検査のことについて答弁いただきました。滋賀県は全国平均より低いということで、今回、選挙を通しまして私は住民の皆さんに、教育のレベルアップについて努めるということ具体的に話してまいりました。その中で、実際は滋賀県が全国平均より、新聞でも報道されていますが、小学校の国語・算数のそれぞれA・B問題が、順位も発表されておりますし、正答率も発表されておりました。総合で正答率は全国平均が247.7点に対して滋賀県は235点、順位は47都道府県中46位であります。また中学校の総合では、正答率は全国平均が249点に対し滋賀県245.9点、順位は47都道府県中32位であります。どちらも非常に低い、残念なレベルであります。

愛荘町は滋賀県のレベルより低いのではないかなのか、わかりませんが、公表されるお気持ちはあるのかどうか、ひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

第2点目は、今回の公表されていることについて、確かに全協でも発表されましたし、教師用の資料の中には正答率、いろいろなことについて細かく載っておりました。でも、保護者向けについて詳しいことは報告されておられません。ただ、私はインターネットで彦根市のホームページを見ました。彦根市と米原市を見ましたら、彦根市はホームページで詳細に載せられています。愛荘町では教師用だけになっているわけですが、それを保護者向けに公表されることはあるのかなのか、お尋ねした

いと思います。

もう1つは、特に彦根市の例になって、愛荘町の教育委員会はどのように考えられているのか、ちょっとお尋ねしたいことになるのですが、彦根市では「本教育委員会としましては、今回の調査結果を真摯に受け止め、今後、基礎学力を問うA問題については、平均正答率80%をめざすとともに、B問題については全国レベルを上回ることを目標に、子どもたちの学力向上に向けた取り組みを進めています」とホームページで書かれているわけです。

同時に、昨年10月25日の彦根市の教育委員会議事録、これも公表されていますが、彦根市の教育長はそのように、ホームページに載っていることについての話をされて、確認して発表されているわけでありませぬ。

愛荘町の教育委員会ではどのように議論され、教育長はどこに目標を設定されているのか。このことについて、やはり明確にすべきではないかというように思います。

それと、学力以前の問題が1つあって、ちょっとお尋ねしておきたいと思うのですが、学級崩壊をしているところは、愛荘町の小中学校であるのかどうかわかりませぬ。だからお尋ねするわけですが、学力の云々の前に学級崩壊が行われているとなると、大問題であります。だから、そういう意味においてお尋ねをしておきたいと思いますが、今の現状はどうなのか。

学校名は言えませぬけれども、中学校の昨年の冬のウインター教材を使われるところを尋ねましたところ、中学1年生で学級崩壊しているところがあったために、小学校4年生の漢字のドリルを使われたと聞いております。やはりそこから、基礎から直していくこと。中学校2年生の教材では、小学校6年生の上の漢字ドリルを使われて、基礎からやり直すと。たまたま1校が学級崩壊されていたからだと聞いております。

だから、そういうような実態があると、早いうちに指導すべきと考えますが、今、現状はどうなっているのか、お尋ねしたいと思っております。

第3点目に関連してお尋ねしておきたいと思うのですが、昨日、中学校の卒業式があり、今日、県立高校の合格発表の日であります。3月の最終月でもありますから、4月から新しい人事のもとで学校運営がなされると思いませんか、ある学校では校長先生が退職され、支援の先生も、保健の先生も、あるいは用務員の方も辞められるようなことも聞いておりますと、その学校における学校運営がちゃんとなされているのか。教育長は準備されているのかわかりませぬが、教育力の補充が必要と考え

ます。教育長は力ある教師をどれだけ集めて来られるかが学力アップにもつながっているようなことではありますが、そのことについて今後、学校の教育力のアップについて、教育長はどのように考えられているか、お尋ねしたいと思っております。以上です。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

道路整備の関係でございますが、ご指摘のとおり国道8号線、朝夕の渋滞というのはよく知っておりますし、また国道8号線を横断する時の難しさというのも十分身に染みて感じております。

国道8号線の渋滞に関しましては、私も副町長に就任してから、大阪あるいは県、また東京へも行ってまいりました。一昨年、東京の国土交通省へ行ってまいりまして、その当時、県の佐野県会議長と一緒にいきまして、道路局長と面会させていただきました。その時に、国道8号線の渋滞の点をお話をさせていただきました。国土交通省としても一桁国道の2車線化と渋滞については頭を痛めているところだと。だから、国土交通省の道路局の中でPT（プロジェクトチーム）を組んで、渋滞緩和策を今考えているのだという話もございました。

昨日、滋賀国土事務所からお見えになりましたので、その話をしていましたが、それについては具体的な指示はないけれども、先ほど答弁でも申し上げましたように、滋賀県渋滞対策協議会のメンバーに市町村も入っていただいて、現場の意見として聞かせてもらうというようなお話もありましたので、そこら辺については、国道渋滞については、何らかの形で早く進めるべく方向で話を持っていきたいというように思っております。

また、右折帯の設置ですが、それもよくわかります。議員ご指摘いただいていることはよく認識はしているのですけれども、なんせ右折帯を設置する場所には民間の方が張り付いていますので、用地の提供とかそういったものが多々必要になってまいりますので、そうしたことを十分調整しながら、なるべく早く解消できるような形で努力はいたしたいと思えます。

次に、2点目のごみの問題でございますが、ご案内のとおり、自分のところは自分で美しくするというのは周知の事実でございます。私、前の職場で長浜におりました時に、月1回必ず自分の庁舎の周辺から、その時は県道でございましたけれども、県

道を美しくするというのを毎月1回やっておりました。それが愛荘町に通じるかどうかというのはわかりませんが、今後、関係者とお話ししながら、ちょっとでもそういった美しい美化が図れるような慈善奉仕と言いますか、そういったものができるような形が取ればというようには思っておりますので、今後、職員とも調整をさせていただきたいと思っております。

町長として町民との一体感を持つためにどうかという話なんです、このことにつきましては議員の指摘も十分に真摯に受け止めさせていただくということで、答弁とさせていただきます。

**○議長（吉岡みづ子君）** 教育長。

**○教育長（藤野智誠君）** 再質問にお答えをさせていただきます。大きくは5点だったかと思っております。

1点は公表ということなんです、全国的に首長さんの方で積極的に公表しなさいという方向をお持ちの方がたくさんおられるわけですが、教育委員会教育長の関係の方でいきますと、公表には躊躇しているという、そういった傾向があるかと思っております。

1月の段階で滋賀県全体の公表をどうするのかという話がありまして、県の教育長をはじめ13市6町の教育長が集まって会議をさせていただきました。先ほどお話をいただきました彦根市は積極的にというお話でしたが、それ以外のところでは非常に、公表については学校間格差・地域格差が見えてよろしくない。そういう方向で話がまとまったように思います。

2つ目、保護者向けの彦根市のように公表しますかということにつきましては、3点目・4点目と関係しますが、教育委員会の方にはそれぞれの学校の国語・算数それぞれのA・Bの成績も公表させていただき、そして学校長・教頭にもそのことは提示をして、そして議論を深めさせていただきました。そういった中で、それぞれの学校が、そして町全体がどうしていくのかという方策を具体的に考えさせていただいて、それを公表するという方向へは動きませんでした。

また、どのレベルをとということなんです、前の全協の時にもお話をさせていただきましたが、中学校の成績は数学・国語それぞれ県平均を上回るものもあり、県平均を下回るものもありということで、ちょぼちょぼというところでした。小学校につきましては、そういった学校と県平均をすべて下回ってしまうという、そういった学校もありました。

そういった中から、滋賀県全体も全国も学力向上に向かって頑張っ取り組むだろうと思いますので、そういった中で、少なくとも県平均のレベルまでいきたいと。すべての学校で県平均を上回るようにということが私の内々の目標であります。

4つ目ですが、学級崩壊はあるかというお話なんですが、生徒指導等と学級の崩壊に関わってくるような事象が入りました時には、例えば学級担任を複数制にするなどして対応してまいりまして、学級が崩壊しているという現状はありません。

先ほども答弁の中にお話をさせていただきましたが、学力を上げるということになりますと、ドリル的に勉強、学習内容だけを繰り返しやることで上がるとは思っておりません。学習規律がきちんとして、子どもたち同志がお互いに切磋琢磨して、ともに学び合っともに育っていくという、そういった学習環境が大事だということを考えているところです。

最後になりますが、5つ目、教育力の補充ということなんですが、次年度の学力の向上のために県の教育委員会の方とも連携させていただいて、学習支援加配というのを、一番学力の低下している学校に3年間入れると、加配として入れるということで今話ができているところです。そういったことで先生方の人数も増やしなが、積極的に取り組んでいきたいと思っています。以上でございます。

**○議長（吉岡 糸ミ子君）** 7番、河村善一君。

**○7番（河村善一君）** 町長の答弁は、ありがとうございました。がんばっていただきたいと思うのですが、教育委員会についてであります。

私は何度も質問したりやっっているのですが、やはり教育委員会全体がもっと公開すべきことがいっぱいあるのではないかと。まだなおホームページの中で、教育委員会は項目だけ、議事内容の議題だけというのが現状であります。やはり前から言っている彦根市あるいは東近江市、いろいろなところでの教育委員会の議事録の公開をしている。それを読むと、手に取るようにというか、彦根市の教育はこんなことを取り組んで、めざしているのだというのが現状でわかるわけです。委員長はこんな考えを述べている、委員はこんな考えを述べている。そうしたらこういうように言おうではないかということは公表されているわけですから、私は今度の立候補に当たって教育の現状を見ました。こんなことをやっっているのか、こんな状態なのかということは何人からも聞きました。知らないから安心しているということになるろうかと思うのですが、やはり現状をはっきりと訴えて、住民の皆さんに協力をもらうように、やはり積極的

にお願いして、前の村西町長は教育予算をいっぱいつけているのではないかと、なんで学力が悪いのかというようなこともおっしゃっていたこともあると思うので、やはり必要なものは必要として、議員の皆さんも教育については大目に見るというわけではないですけども、協力しようという姿勢はあると思うのですよ。やはり教育委員会の姿勢として、学力に本気になるのだというような思いであれば、議員の方にも説得し、説明してやれば、協力をもらえるものだと私は思うのです。

やはりもっと公表すべきだし、ただ議員だけの説明ではだめで、住民の皆さんにもっといろいろな意味で公表していただきたいと思いますし、今の現状はどうか、こうだと。広い意味で私自身もネットを張りながら情報を聞いてまいりますので、また当然、教育長も話しますけれども、そのところをもっと、関心を持っておられる方は多いわけですし、教育の今の現状はどうかということは持つておられることですので、前々から何度も情報公開のことについては申し述べているわけですけども、さらに公開する意思はあるのかどうかお尋ねして、そのことについてのお尋ねをしたいと思っています。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 教育長。

**○教育長（藤野智誠君）** 再々質問にお答えをさせていただきます。

いつも教育委員会、教育の内容についての情報公開ということで、積極的にご発言をいただいています。ありがとうございます。

少しずつ、今、情報公開を進めさせていただけるようになってまいりました。今後とも学力を含めていろいろな情報皆さんの方へ公表していけるように努力していきたいと、そのように思っております。よろしく申し上げます。

---

◇ 高橋正夫君

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 4番、高橋正夫君。

〔4番 高橋正夫君登壇〕

**○4番（高橋正夫君）** 4番、高橋正夫です。一般質問を行います。

人事案件についてお伺いいたします。現在空席となっております副町長の人事案件でございますが、任命権者の町長が選任され指名されるのは当然であり、我々議員が口出す事案ではないわけでございますが、公正公平、大所高所から見て見識のある方を選ぶ観点からも、公募方式を取るべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください

い。

また、県内近隣市町では当該の市町内から選任されているのがほとんどであると認識しております。これについても町長のお考えをお聞かせください。

次に、ふるさと納税制度についてお尋ねいたします。ふるさと納税は、故郷への恩返しや都市と地方の格差を縮める目的で平成20年度から導入されております。故郷に限らず全国どこの自治体にも寄付できる制度になっていることは、町長もご承知のことと思います。

町長は彦根市にお住いですので、当町にふるさと納税の目的で寄付されることは公職選挙法で禁止されております。当町にふるさと納税（ご寄付）いただいている人数を調べてみますと、平成24年度決算では「がんばる愛荘町まちづくり応援寄付金」として5人の方、60万円計上されております。また25年度は、年度途中でございますが、3月6日現在3人ということで、現在17万5,000円の寄付をいただいております。

寄付者・額とも他市町に比べ少人数であり、少額であると思われま。今後、ふるさと納税制度（寄付）をより多くの人たちにご利用いただくため、町長の考え方、手腕をお伺いいたします。以上2件について答弁をお願いいたします。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

**○議長（吉岡系ミ子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、町長の方から、副町長の人事案件ということになっておりますけれども、一般的な事柄についての答弁でよろしいですか。

**○4番（高橋正夫君）** 結構です。質問を出した時に、誰をターゲットにしますかということが私の方に来ましたので、そういうふうに絞らせていただきました。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時25分

**○議長（吉岡系ミ子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの高橋正夫議員の質問の中で「副町長」という件がございましたけれども、それを訂正いたしまして一般論と切り替えさせていただきますので、お願いいたしま

す。町長。

[町長 宇野一雄君登壇]

**○町長（宇野一雄君）** それでは、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

まず、人事案件についてのご質問でございますが、人事案件につきましては、常勤の特別職および非常勤の特別職がございます。また特別職の中にも、議会の同意を得て選任する者、得なくても選任できるものがございます。

議会の同意を得て選任する特別職には、副町長、教育委員、公平委員、監査委員、人権擁護委員などがございます。

仮に副町長の選任となりますと、職員を統率する能力、いかなる困難にも屈しない強い精神力、すべての町民に対し公平・公正・平等に向き合う姿勢こそが、必要不可欠の資質と考えております。

議員ご提案の公募制につきましては、非常勤の特別職で審議会の委員、介護保険運営委員会委員などは公募委員を募っておりますが、常勤の特別職につきましては全国での成功事例が少なく、むしろ行政の実務と運用に精通した方が必要であると考えております。

今後、議会の同意を得て選任させていただく常勤あるいは非常勤の特別職につきましては、町民の皆様をはじめ議員各位の期待に応えられる人材についてリストアップし、選任させていただきたいと考えております。

次に、ふるさと納税制度の積極的な活用についてのご質問にお答えします。当町のふるさと納税制度は「がんばる愛荘町まちづくり応援寄付金」として平成20年度から開始し、6年目であります。現在までに納めていただいた善意の合計は、延べ25人・417万1,000円となっております。全額を「がんばる愛荘町まちづくり基金」に積立をさせていただいております。

年度ごとの経過でございますが、平成20年度5名の方から6件で158万円、平成21年度5名の方から5件で45万6,000円、平成22年度3名の方から4件で44万円、平成23年度4名の方から5件で92万円、平成24年度5名の方から6件で60万円、平成25年度3月6日現在3名の方から3件で17万5,000円となっております。町内外から毎年、決まって寄付いただいている方が大半でございます。

しかしながら、ふるさと納税者数・金額とも伸びている状況にはございません。このことから、平成26年度よりふるさと納税を促進するために、寄付者に町特産品を



贈ることを行っていきたいと考えております。具体的には、ご寄付いただいた金額に応じて町特産品を選択できるように取り組みたいと考えております。

現在、寄付を申し出いただいた方にその都度、感謝の気持ちを込めてお礼の電話を直接させていただくとともに、文書での礼状、町の動きをお知らせする広報紙をお送りしております。特産品を贈ることによりまして、町特産物のPRにもつながります。今後、この制度の周知啓発に取り組み、ふるさと納税制度の促進を図ってまいりたいと考えております。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 4番、高橋正夫君。

**○4番（高橋正夫君）** 再質問をお願いします。

先ほど人事案件のところ、答弁の中でもありましたように、副町長ですね、町長さんも教育長さんも町外の方ですし、副町長をできるだけ町内の方から選任されてはどうかということをお聞きしましたけれども、副町長に限らずですけれども、そういった点をもう一度お聞きしたいと思います。

それと、ふるさと納税ですけれども、マスコミや新聞で報道されていますように、1万円寄付して1万5,000円ぐらいの品物がいただけるというようなことも報道されておりますけれども、過大にならない程度。先ほどもご答弁いただきましたけれども、故郷の特産品などを考えているということでございますので、やはり今後、今まで以上に寄付をお願いできるように、ど真剣に考えていただきたいと思います。

それでは、先ほどの副町長のことだけ答弁をいただいております。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** お答えを申し上げます。

副町長の選任につきましてはこれからの課題でございますので、十分、高橋議員の意見をも踏まえながら今後調整し、また皆さん方にもご相談申し上げたいというように思いますので、よろしく申し上げます。

ふるさと納税の件につきましても、ご案内のとおり、今、ふるさと納税制度がエスカレートしているというような言い方もあります。したがって、2,000円したら2,000円以上が返ってくるというようなことで、制度そのものに批判的な考え方もあるやに報道では出ております。しかしながら、ふるさと納税制度はいい制度でもございますので、先ほど答弁も申し上げましたとおり、愛荘町としても特産品を贈らせていただく。また特産品を贈ることによって愛荘町のブランドを高めていくというようなこと

にもなろうかと思imasuので、その制度を充実させていきたいというように思っております。よろしくお願ひします。

---

◇ 伊谷正昭君

○議長（吉岡糸ミ子君） 3番、伊谷正昭君。

〔3番 伊谷正昭君登壇〕

○3番（伊谷正昭君） 3番、伊谷正昭です。ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回初めて町長選挙を戦われまして、激戦の中、新宇野町長が当選をされたところでございますが、選挙戦を振り返り、今の心境の思いがあればお聞かせ願ひたいと思ひます。当選をされたからには町のために最善を尽くしていくと、このような切望をして一般質問に入らせていただきたいと思ひます。

町長は、選挙戦において各地各所でいくつかの公約をあげられて訴えてこられました。その結果、4,700余りの票を獲得をされたわけでございますが、こうして支持をしてくださった方々は、町長が訴えた公約また、あなたを信じての1票であるわけです。

そこで、町長選挙の選挙公報に記載をされております。今後4年間の町長の基本的な政策と考えられますので、今一度、この7点について詳細の説明を伺いたいと思ひます。

1つは、安心・安全の課題のうち、都市化の進展によります浸水対策の具体的な計画のお考えをお示しをいただきたい。2つ目は、防災・災害に強いまちを進めるということですが、どのような対策をお考えか、お聞かせを願ひたいというところでもあります。

2つ目は健康福祉対策というところで、介護予防対策や健康維持対策の具体的な対策案をお示しをいただきたいというところでございます。

3つ目は都市基盤として、町の将来像を見据えた道路整備計画に基づく具体的な計画の提示をいただきたいと思ひます。

4つ目は元気な産業活力の政策として、1つは湖東三山スマートインターチェンジを活かしました企業誘致や観光振興の具体的な計画についてのお考えをお聞きたいというところでございます。さらに、中小企業振興に対して県・国の諸制度を活用し

た具体的な活用についてをお伺いしたいと思います。さらに、農地の有効利用と農業経営の効率化を進める方策としてどのようなお考えか、お示しをいただきたいと思います。

5つ目は、五愛十心の理念に基づき、「人格高潔な人」というふうに書かれておりますが、その育てる教育方針を推進するお考えをお示しをいただきたいというところでございます。さらに、今日社会問題にもなっておりますいじめとか体罰について、このいじめ・体罰のない明るい学校をめざす指針のお考えを示していただきたいと思います。

6番目に、住民の協働についてでございますが、人権尊重のまちづくりに取り組むことについての具体的な計画をお示しをいただきたい。さらに、地域のまちづくり等のコミュニティ活動の具体的な支援についてもお示しをいただきたいところでございます。

7点目につきましては、行財政改革についてでございますが、町の行財政改革大綱とか集中改革プランなどに基づく積極的な行政政策の計画内容についての内容をお示しをいただきたい。

以上、町長が選挙に公約をされました7点についてのことをお尋ねしたいと思います。それは一部ではございますが、これはあらゆる人権を尊び、にぎわいと活気みなぎるまちをめざすというところで、答弁を求め、質問を終わりたいと思います。以上、質問を終わります。

**○議長（吉岡丞ミ子君）** 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

**○町長（宇野一雄君）** それでは、伊谷議員の質問にお答えをいたします。

まず、選挙戦を振り返って今の心境はということでございますけれども、現在は責任の重大さを痛感いたしておりまして、就任した限りは町民さんの負託に応えられるよう、しっかりと進めてまいりたいと決意をいたしております。

次に、私が示しました公約と申しますか、内容につきまして、12項目にわたるご質問でございますけれども、詳細に答弁せよとのことでございますので、少し時間をいただきますが、よろしく願いをいたしたいというように存じます。

まず1点目の「浸水対策の具体的な計画について」でございますが、昨年9月15日の台風18号により、滋賀県でも初の大雨特別警報が発令され、愛荘町でも一部の

地域に避難勧告・避難指示を発令したところをごさいますて、河川の氾濫、浸水対策に関しましては、従前に増して切迫した課題と受け止めております。

ご承知のとおり、本町には愛知川・宇曾川をはじめ多くの一級河川や普通河川があります。一級河川の改修や補修につきましては県に継続して要望・協議を行ってまいります。特に国道8号より西側の地域につきましては、河川整備が遅れ治水対策が十分でないことから、強く県当局へ要望してまいります。

また、愛荘町では平成20年度に改訂版総合防災マップを作成し、町内全戸へ配布いたしてまいりましたが、これを活用したソフト面とハード面による総合的な対策を進めてまいることといたしてあります。

2点目の「防災・災害に強いまちを進めるということは、どのような対策を考えているのか」のご質問でございますが、今も言いましたように、今年の台風18号の際、一部の地域に避難指示を発令し、避難所を開設いたしました。しかし、拠点避難所があります町内各諸学校の体育館には、避難者へ台風の状況を知らせる手段ができておらなかったことがあります。今年の12月議会において補正予算をお願いし、避難所への情報提供手段としてテレビの設置を行いますとともに、県防災情報システムとの連携によりデータ放送で避難勧告・避難指示対象地域や避難所開設状況、リアルタイムによる災害状況や河川水位を随時提供し、避難所の充実に向けた取り組みを進めてあります。また、災害時における配給食糧の備蓄品の充実についても取り組みを進めているところでございます。

一方、平成24年度より見直しを進めてあります愛荘町地域防災計画につきまして、本年2月に防災会議を開催し、承認いただきました。このことから今後、地域防災計画をもとに災害対策の充実や効率化、減災への取り組みを進めますとともに、災害時の職員の初動対応につきましても各職員に徹底し、災害発生時、職員が速やかに対応できるよう取り組みを進めてまいります。

さらに、平成26年度におきましては、災害が発生した時の本部機能を有する愛知川庁舎の自家発電装置の整備や、拠点避難所に備蓄倉庫の設置、発電機・照明器具・簡易ベッド等を整備し、避難所開設時に安心して避難いただけるよう装備品の充実を図り、災害時に強いまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

そのほか新たに整備を考えてあります「つくし保育園」に、災害時における避難所機能をあわせて整備するほか、他府県市町村との災害応援協定の推進、民間企業にお

願いし避難所の確保など行ってまいりたいと思っております。

3点目の「介護予防・健康維持対策案」についてのご質問にお答えをいたします。健康維持対策でございますが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるまちづくりが重要でございます。

人は、加齢により心身機能が低下するとともに、複数の慢性疾患を有し、治療期間が長期にわたるといったことによりまして日常生活が制約され、自立した生活を維持することが難しくなります。できる限り長く自立した生活を送ることができるよう、生活習慣病をはじめとする疾病の発症や重症化を予防、心身機能の低下防止に向けた支援をすることが必要でございます。

例えば、今後増加が見込まれます認知症ですが、その予防のためには、それぞれの年齢期による予防措置が必要となってまいります。幼児期には離乳食の味付けから取り組んでまいりますとともに、成人期には健診で生活習慣の改善が必要な方への食生活の改善や健康づくりのための運動を推進したり、高齢期には心身機能回復のための介護予防教室を実施するなど、関係各課が連携して対策に当たることといたしております。

介護予防でございますが、町の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、介護予防の理念の徹底を図る観点から、元気な高齢者と虚弱な高齢者を分け隔てることなく、地域での通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が拡大していくような地域づくりを推進することが必要であると考えております。

4点目の「道路整備計画に基づく具体的な計画」についてのご質問でございますが、先ほど河村議員のご質問にお答えいたしておりますとおり、愛荘町道路整備プログラムに基づき、優先度を見極め、過度な財源負担を伴わないよう、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

5点目の「湖東三山スマートインターチェンジを活かした企業誘致や観光振興の具体的な計画について」のご質問でございますが、まず企業誘致につきましては、地域産業の活性化をはじめ雇用機会の創出や財源確保など、経済活性化策として大変重要でございます。私が副町長をしております時、大手食品メーカー2社から京都製作所の土地で誘致の話がありまして、京都製作所や食品メーカーに出向き話を進めまし

たが、面積の問題とか、あるいは土地価格の問題で折り合わず、誘致には至っておりません。

しかしながら、企業誘致は必要でありますことから、県から紹介をいただくなど様々なアプローチを行ってまいりたいと考えております。

また、湖東三山スマートインターチェンジを活用し、近畿・中部・北陸圏の結節点であります利便性の高い土地を利用した企業誘致につきまして、大手の食品流通関係企業など多くの企業へ既にご案内をさせていただいております。

一方、景気回復の効果でしょうか、昨年12月より本町への土地の問い合わせが12件と急増をいたしております。その一例をご紹介しますと、愛荘町の豊富な水を利用した「もやし工場」「精密部品の検査工場」「ホームセンターやスーパーなどが集まったショッピングモール構想」などの誘致の話がございました。残念ながら現在町が保有している土地で企業へご紹介できる土地はなく、すべて民間が所有されている土地を企業に積極的に紹介しているのが現状でございます。このように、企業誘致の引き合いが1社で2社でも残ればと考え、今後とも積極的に企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

湖東三山スマートインターチェンジ周辺等の農用地に関しましては、農業振興地域など法的規制があるため、企業誘致は難しいのが現状であります。地域の活性化を図る観点から、進出企業があれば積極的に誘致に向け、県の関係部局とも協議を行い、対応してまいりたいと考えております。

観光振興につきましては、湖東三山スマートインターチェンジの開通によりまして、観光客の旅程の大幅な時間短縮が図られまして、インター利用者が当初計画より大幅に増加いたしております。このことから、東のランドマークであります金剛輪寺、西のランドマークであります中山道などに訪れていただく観光客が増加することを期待いたしているところでございます。

また、愛荘町は歴史的・文化的に優れた社寺仏閣や眺望山岳景観・田園風景など豊かな地域資源がございます。これらを最大限生かした屋根のない博物館、いわゆる「まちじゅうミュージアム構想」を実現し、「びん細工手まり」や旧中山道「愛知川宿」の佇まい、旧近江銀行などの大正時代の建築物、近江上布の伝統的な麻製品など、愛荘町の地域資源の魅力に直接触れていただく着地型観光の推進を考えてまいります。

本年秋にオープンを予定しております「湖東三山館あいしょう」を、名神高速道路

から愛荘町へ入る玄関口として位置づけ、この施設に立ち寄っていただくようチラシの配布など啓発・宣伝を行い、立ち寄られた方に愛荘町の観光情報を提供し、愛荘町の魅力を発信していきたいと考えております。こうした構想は、次年度策定予定の「町観光振興計画」において網羅し、具体化を図ってまいりたいと考えております。

6点目の「国・県等の諸制度を活用し、中小企業振興の具体的活用について」でございますが、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営課題は、複雑化・高度化・専門化していることから、国は中小企業・小規模事業者政策といたしまして、特に小規模事業者に焦点を当て、景気回復の実感を行き渡らせるるために、安定的な事業継続、新たな挑戦などをめざすとして、経営支援の強化策を掲げています。

さらに、県のセーフティネット保障制度をはじめ中小企業振興資金融資制度や公的支援機関の支援策など幅広い分野にわたる様々な施策があることから、関係機関と連携を図りつつ、町として何ができるのかを考えてまいることといたしております。

7点目の「農地の有効利用と農業経営の効率化について」でございますが、ご承知のように、農地は国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、農産物の供給等、これらの多面的機能を有しております。こうしたことから、コスト削減等による安定経営を図り、農地を荒廃させることなく活用することが重要と考えております。

政府は、平成26年度を農政改革の元年と位置づけ、担い手への農地集積を柱とする各種施策を打ち出してきました。今後もこうした国の施策を有効に活用するとともに、関係機関と検討を重ねながら、町の施策も絡ませ農業振興を進めてまいりたいと考えております。

8点目の「五愛十心の理念に基づき『人格高潔な人』を育てる教育方針について」でございますが、本町の教育理念は、「まちづくりの主役は人」という観点に立って、「ふれ愛、学び愛、育ち愛、支え愛、高め愛」の「五愛」を中心に、「群がる心」「自分らしさを発揮する心」など十の「心」で構成する「五愛十心」を教育理念に、学び続け、まちづくりに積極的に参加する町民の育成をめざしております。この理念が「愛荘町の風土」となり、このまちに生まれてよかった、産んでよかった、そして、このまちにずっと住み続けたいと誰もが思えるまち、一人ひとりの人権が守られ、「心ふれ愛・笑顔いっぱいの元気なまち」に向かって、保育・幼児・学校教育はもとより生涯学習全般にわたり、この教育理念の深化・徹底を図ってまいります。

愛荘町の歴史と伝統を継承しつつ、このような教育の目的・目標に基づき、知育・徳育・体育の調和の取れた教育を通じて、豊かな人間性を備え、内外にわたり各分野において積極的・創造的に貢献していくことができる人材を育成し、愛荘町の文化と教育を代表するにふさわしい質の高い教育をめざすことが愛荘町の教育方針でございます。

9点目の「いじめや体罰のない明るい学校をめざす指針について」でございますが、いじめや体罰は子どもの心を深く傷つける重大な人権侵害でございます。決して許してはならない行為であります。このため、学校だけでなく社会全体で、いじめや体罰を許さない、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めてまいる必要がございます。

いじめや体罰を防止するためには、教職員はもとより地域が子どもの課題を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめや体罰を許さない風土づくりを進めていかなくてはならないと考えております。

10点目の「人権尊重のまちづくりの取り組みの具体的な計画」についてでございますが、愛荘町は平成19年6月に、あらゆる差別の撤廃および人権擁護を目的とした「愛荘町人権尊重のまちづくり条例」を制定いたしております。この条例に基づきまして、町民一人ひとりが日常の様々な場面において人権の尊さを認め合い、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていく実践活動を、より一層力強く展開していくこととなりました。

また、条例の具現化と人権に関する実践活動をより一層力強く展開するために、町民と行政が協働してあらゆる差別をなくし、人権尊重の精神に基づき、一人ひとりの尊厳が守られる人権文化に満ちたまちを実現するための活動計画として、「愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画」を策定いたしたところでございます。この推進基本計画では、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についての解決に向けての取り組みを明記いたしております。

具体的な取り組みといたしましては、役場関係各課等相互の綿密な連携のもと、「愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画」の実践に向け、人権施策全般の企画調整・点検を行い、実施状況を年度ごとに把握し、次年度以降の施策の展開を図ってまいりたいと考えております。



次に、11点目の「地域のまちづくり等のコミュニティ活動の具体的支援について」でございますが、本町におきましては昨年6月に「愛荘町自治基本条例」を制定いたしましたところでございます。その基本理念に基づきまして、町民・自治会・NPO等ならびに行政などの間での公共サービスの補完的な役割分担ならびに連携を図っていくことといたしております。

住みよいまちづくりのためには、子育てや高齢者・障がい者の支援、地域防災・地域防犯など様々な分野において、各種制度や行政サービスの力だけでなく地域コミュニティの力が重要となってまいります。このために、自治会活動、地域のまちづくり等コミュニティ活動の一層の活性化を支援していきたいと考えております。

具体的には、合併以降、各自治会で展開されております住民の自主的・自発的なまちづくり活動の定着と、地域住民による「心ふれあう笑顔いっぱいの元気なまちづくり」を促進するため、各種コミュニティ施策を推進し、自治会が行う事業に要する経費に対し各種の補助金を交付しております。

また、今後は各自治会の垣根を越えたさらなる自発的な取り組みを推進するため、まちづくり組織などの育成にも努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、「町行財政改革大綱や集中改革プランなどに基づく積極的な行政改革の計画内容について」でございますが、行政は「住民のために働くという使命感」と「自分のお金を使うというコスト意識」を常に持ち、地域住民の福祉向上に最大限努めるものと思っております。

社会情勢の変化の激しい昨今、地方分権から地域主権への大きな流れの中で、効率的な行財政運営は急務であり、町民の血税を無駄にせず、いかに「最少の経費で最大の効果をあげるか」が重要であります。従来 of 慣例やしがらみを捨て、「改革は終わりのなき挑戦であり、改革なくして行政はない」と認識のうえ、改革断行のために力強いリーダーシップを発揮させていただき、町民サービスの維持・向上のため、受益者負担も含め何をしなければならないのか、また、何を变えなければならないのかを十分議論し、各種改革計画等を実行するうえで、限られた人材と財源の中ではありますが、費用対効果を見極め執行してまいりたいと思っております。公僕たる行政職員が率先して改革に取り組み、目に見える成果をあげることによって、初めて納税者である住民の信頼と協力が得られるものと認識いたしております。

また、全庁的な人員削減の中、事務量に応じた組織体制を確保するため、庁内各部

門が自主的かつ主体的に人員配置など執行体制を精査し、予算編成における事務事業の見直しと連動した効果的かつ効率的な執行体制を組み、これを予算に反映させることが必要と考えております。

また、職員給与につきましては、50歳代後半層における給与水準の抑制措置を講じますとともに、臨時職員につきましては、行財政改革の重要事項でもあります民間活力の活用などを用い人員削減に取り組みますとともに、時間外手当など各種手当についても、制度の見直しなどにより縮減を図ってまいりたいと考えております。

時間を要しましたが、以上、12項目にわたる答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（吉岡 糸ミ子君）** ここで暫時休憩いたします。再開は13時にいたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

**○議長（吉岡 糸ミ子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、伊谷正昭君。

**○3番（伊谷正昭君）** 3番、伊谷正昭です。再質問をさせていただきます。

先ほど詳細に町長より答弁をいただきました。その中で2点ほど再質問をさせていただきます。

答弁にもお話がございましたように、1つは浸水対策でございますけど、特に西部地域におきましては、水路なりほ場が未整備な状態がほとんどのために、少しの雨、ゲリラ豪雨とかそういう日常茶飯事でございますけど、水路が氾濫をし田畑に被害を及ぼすと。昨年の台風18号は当然でしたですけど、日常はそういう状態ですので、そういう河川の氾濫、整備が必要なんですけど、それともう1つは、なぜそういうたくさんのお水が来るかと言いますと、今日までの経験を言いますと、愛荘町は開発基準が甘いと申しますか、開発基準が指導要綱的なものでございまして、下流に対しての水路の流下能力がほとんどないと。こういうことと、それと下流が彦根市とかいう地域になっておりますので、下流の市町を取り込んでのいろいろな対策を今後進めていかなければならないと感じますので、そういう点についてどのようなお考えか、お聞きをさせていただきたいのと、先ほど言いました開発基準の見直しも含めて考えていただけるのかということも含めて、お願いを申し上げたいと思います。

それと、2番目の介護予防とか健康維持対策の計画なんですけど、ここに書かれて

いる、先ほどの町長の答弁でおっしゃいましたけれども、あくまでも行政的な考えの指導のことであると考えますので、先ほど来から一般質問の中で、介護保険とか国民健康保険の税の引き下げとかいうようなこともおっしゃっていましたが、まず日常の健康管理が町民全体が必要でありますので、これは行政と地域を取り込んでやるような健康維持管理的なものを町の方では考えがないかと、ヘルスプロモーションとかいう話もございますけど、そういう話の体制づくりはどのようにお考えかということもお聞かせ願いたいというところでもあります。

それと、湖東三山スマートインターのアクセス道路なんですけど、まだ決定はされてないですけど、8号線までのアクセスはどうも豊郷の方に行くような路線決定加茂わかりませんが、一方は愛荘町へ持ってくるようなアクセス道路の考えがあるのかなということをお聞かせを願いたいというところです。

それと、先ほど一部の議員から、先般の選挙の件でお尋ねがあったわけなんですけど、個人の尊厳と人権を尊重しなければならないというふうに町長のリーフレットにも書いておりましたですけど、今回の選挙を振り返ってみますと、私を感じたことなんですけど、本当にあまりにも誹謗中傷的なことが町に広がったり、また、先ほどお話がございましたように、庁舎の問題も出ておりました。こんなことは私たちはあまり考えたことはなかったんですけど、そういうことが、合併して8年にもなるのにいまだにこんな話が出るとは、私としては本当に恥ずかしいような思いもございます。ぜひ、もう8年も過ぎましたので、一体となって町政に当たらなければならない、考え方を意識改革をしなければならないというふうに考えております。

以上の点についての質問をさせていただきました。以上です。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** お答えをさせていただきます。

まず、西部地域におきます浸水対策でございますが、ご案内のとおり水路が未整備であるとか、圃場整備ができてないということで、水がつくことは認識をいたしております。それで、来年度、つくし保育園の改修に伴いまして、全体の水路のはけ口をどうしようということで、面的な計画を確か1月に行われました臨時議会でもってご議決いただき、今発注の方向で進めていると思います。

それで、全体的な治水対策、排水路対策を見まして、あと、どうあるべきかということを整備を、一挙にはいけないと思うのですけれども、年次的に進めさせていただ

きたいということで思っております。

だいたい、すべての下流は県の川に、一級河川に流れております。その一級河川のはけ口が横断が狭いということは認識をいたしております。したがって、つくし保育園を整備しても、その水路がはけ口がないと言いますか、県道に皆落ちていきますので、そのままストレートに落とすと県道が溢水するというようなこともございまして、そうしたことも全体的な計画の中で見させていただきたいというように思っております。

それで、先ほどありました開発指導要綱の見直しなんですけれども、具体的なことについては担当課と協議させていただきまして、見直すべきところは見直すということで考えてまいりたいと思っております。

日常の健康管理のことでございますが、行政的なレベルにつきましては一応できているのですけれども、民とのかかわりはどうかというようなご質問かと思えますけれども、本町には健康推進員制度があります。確か健康推進員さんを何名か委嘱をさせていただいていると思っておりますので、その健康推進員さんとの話し合いの場も持ちながら、こういった健康管理がどうあるべきかということは模索させていただきたいと思っております。

湖東三山スマートインターチェンジにつきましては、一応、県道整備ということで考えておまして、ご案内のとおり国道8号線から県道としてやる場合に、新幹線を通れる場所が豊郷しかないということで豊郷ルート、豊郷から入って愛荘町へ抜けてくるわけなんですけれども、そういうようなルートで今のところ県はアクションプログラムの中で見ていただいております。

それで、町は町として半分は持っているわけなんですけれども、それは町道してやっていくというのか、そういうようなことになりますので、そこら辺は県と町とも連携を持たせながら、どの方向が一番いいのかということを模索させていただきたいというように思います。

それと、最後に選挙の関係を言っていたのですが、私が相手候補に対して誹謗中傷は一切いたしておりません。もし、したというのであれば、いつどこでかということをおっしゃっていただいたらいいかと思うのですけれども、逆に相手候補なり陣営が私のことをかなり批判あるいは非難をされたということは、情報として聞いております。

ですから、この選挙で、先ほども答弁いたしましたけれども、選挙争点か何か、あまりモヤモヤしてしまって、政策論議の争点ではなかったということは十分認識しております。しかしながら、私自身も相手方を誹謗中傷するということは一切やっておりません。それは聞いていただいた方はわかるのですが、街頭でも何回か街頭演説させていただきましたけれども、それは一切言うておりません。個人演説会でも言うておりません。それは自信を持って言わせていただきます。

それで、ご案内のとおり、今まだ旧町意識云々というのは、まさに言われるとおりだと思います。だから、その旧町意識を払拭した、あとでまた質問にも出てきますけれども、真の合併というものを協議しようとするれば、やはり旧町意識を表に出して言うことはあまりよくないと思います。やはり公平公正な行政を進めていくのが一番必要だと思っておりますので、それはその意味においても進めさせていただきたいと思っております。以上です。

---

◇ 森 隆一君

○議長（吉岡あみ子君） 11番、森 隆一君。

〔11番 森 隆一君登壇〕

○11番（森 隆一君） 11番、森です。一般質問を行います。

まず最初に、今までの質問の中で私の質問と一部重複するところがありますので、視点がちょっと違うと思いますので、そのまま質問をさせていただきます。

人は永住する町へ転入したら、その地域やまちに慣れ親しみ、愛着信を持ち、故郷と思うようになるには5年から10年は要すると言われていました。

町長は、今後も副町長時代と同じように彦根市から本町へ通勤されると思いますが、愛荘町に愛着心を持って本町の行政推進に取り組んでいただくために、本町に転入され真心を持ってまちづくりに取り組んでもらいたいと思います。さらに本町が少しでも財源のプラスになることを考え、本町に転入される意思はないのか、お尋ねします。

次に、町長は去る2月20日付けの中日新聞で、愛荘町長選で「人なり」と公約の取材記事の中で、「行政の主役は町民。職員は宝。自分は縁の下で支える存在」との姿勢を貫くと言われておられた記事が記載されておりました。

職員は町民の全体の奉仕者であると思うが、行政の職員は宝とはどのような意味を言われているのか。職員が宝であれば、町民は職員を大切に接していかなければと思

うが、その見解をお尋ねします。

次に、「自分は縁の下で支える」とのことであるが、町長は町政のかじ取りであり、リーダーシップとして調整推進に取り組むべきであると思うが、いかがなものか。会社経営においても、社長が会社発展にやる気を持って第一線で働かなければ、社員はついてこないと思う。その社長の姿ややる気を見て、社員は会社発展のため一生懸命働いてくれるのではと思います。「縁の下の支え」では、町政推進のかじ取りとして、ずいぶん消極的な考えではないかと思います。

副町長であれば縁の下で支える存在でよかったが、町長は本町の行政推進とまちづくりの発展に陣頭指揮を執る立場であるので、積極的にリーダーシップをとり、町民の幸せを願って一生懸命町政に取り組んでもらいたいと思うが、「縁の下の支え」とは何を意図されているのか、お尋ねします。

また、今回の選挙では旧町意識がかなり出された選挙だったと思われませんが、旧秦荘町と旧愛知川町が合併して8年にもなるというのに、このようなことではいつまで経っても真の合併はできないと思われませんが、町長はいかがお考えか、お尋ねします。以上です。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

**○町長（宇野一雄君）** 森議員の4点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の「町長になって愛荘町に転入する意思はあるか」とのご質問でございますが、先ほど河村議員から同種のご質問をいただいておりますので、重複する部分がありますが、お許しをいただきたいと思います。

ご存じのとおり、公職選挙法第10条「被選挙権」の定めでは、国会議員および知事、市町村長については住所の要件はないため、どの選挙区からでも立候補ができるとされております。私が彦根市に居住していることは隠してもおりませんし、このことを知っていただいた上で今回の選挙に多くの方々から推挙いただき、ご支援いただいたものと認識をいたしております。

また、8年前に副町長としてお世話になり、以降8年間、自宅から直接出張する以外は必ず午前8時10分には役場に入っておりますし、警報など予警報が出そうな天候状態の時は、テレビや電話などで予警報を事前にチェックし早めに出勤するなど、愛荘町に迷惑をかけないように努めてまいりました。

また、ご質問の中で私に対し愛荘町への愛着信について触れていただいておりますが、私は8年間、愛荘町のために尽くしてきたと自分では思っております。したがって、彦根に居住いたしておりますも20分余りで役場まで来ることはできますし、副町長時代から私の所在というか、居場所は常に明らかにしておりますので、今のところ転入することは考えておりません。

また、町財源がプラスになるようにとのことですが、先の選挙の際、私が税を払っていないことが選挙の争点になるがごとく吹聴していただいておりますが、住民税を払っていないことは事実でございますので、この問題につきましては、寄付金など法的規制がある中で、私なりに考えてまいりたいと思っております。

次に、初登庁のあいさつで「職員は宝」と言ったことについてのご質問でございますが、私は常日頃から「職員は宝」と思っておりますし、職員を大事にしております。トップが政策決定をした時、それを動かして進めてくれるのは職員であります。そのことについて事務的に動かしてくれる職員に期待を込めてあいさつで言ったまでであります。森議員ご指摘のように、町民の皆様「職員を宝」と思っていたらこうとは到底思っておりませんし、思っていたく必要も全くありません。

次に、縁の下で支える意味はとのご質問でございますが、私は座右の銘として、伝教大師最澄が求めた理想的人間像であります「一隅を照らす」を十数年前から信条としております。その「一隅を照らす」の教えが「社会の片隅でもよい、必要とされる人物となれ。縁の下の力持ちとなれ。」というもので、「縁の下」だけを強調されても困るわけでございますが、私はこの教えを総合的に捉まえまして、行政が主体的に進める業務も多々ありますが、まちづくりの主役は住民であるということを常に念頭に置いて業務を進めてほしいということと、あわせて住民は今何を求めているのか、また、今何が必要としているのかを、ネットワークを広げて情報収集を行ってほしいという意味で申し上げているものです。

最後に、真の合併についてのご質問でございますが、私は今回の選挙で旧町意識を争点として運動をしたという認識はございません。むしろ対立候補者が陣営か、誰かはわかりませんが、「各種事業が旧秦荘ばかりで旧愛知川には何もない」「合併後の町長を2期、旧秦荘がしたのだから、今回は旧愛知川でいいのでは」と吹聴しているとの情報は聞いておりますし、むしろ旧町意識を表に出しておられたのは対立候補あるいは陣営ではなかったかと思えます。

このことについて、街頭あるいは個人演説会の場で払拭する必要があるのではとの意見もありましたが、私は一切、相手候補を非難・批判する言葉は言っておりません。どこで森議員がご質問のことをお聞きになったのかはわかりませんが、私は合併後、愛荘町でお世話になっておりますので、旧愛知川・旧秦荘がどのような行政を行ってきたのか全く知るよしもありません。

私が愛荘町にお世話になった時には、まだ旧愛知川・旧秦荘といった言葉が職員の口から出ておりました。こんなことではだめだと思い、旧両町にとって公平・公正な行政サービスが提供できるよう努めてまいりました。例えば、下水道料金の統一化あるいは固定資産税評価の統一など行ってまいりまして、一定の均衡ある行政レベルは確保できたのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり旧町の意識が表に出るようでは真の合併とは言えないと考えております。今後とも「愛荘町新町まちづくり計画」を原点とし、旧町意識が表面化しない行政に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 11番、森 隆一君。

**○11番（森 隆一君）** 11番、森。再質問をいたします。

町に対しての愛着心というのは、この町に住んでいる方ならば誰しも持っていることでありまして、副町長の立場からした愛着心と、トップになった町長が感じる愛着心とは、当然違ってくるのではないかと思います。なぜならばやはり、副町長時代と違ってこのまちをリードしていただけて「町長」でありますので、その意気込みをやはり聞いておかなければと思っておりますし、そして彦根に住んでいるからいいというわけでもありません。本当に一分一秒を争う緊急事態が生じた場合は、やはり彦根では対応できないということもありますので、そういうことからしてどうなんですかということをお尋ねしているのであって、彦根に住むのならば、それはそれで、町民が許したことでありますので結構だと思います。

そして、もう1つには、職員さんは宝であるということは、それは事実だと思います。これはいうならば内に向かって言う言葉であって、町民全体の中で発する言葉ではないと思います。やはり職員は町民に対しての奉仕者であるということを念頭に置いてもらって発していただかなければ、やはり株主は町民であります。町民が職員を使っているわけですので、そのところを誤らないようにしていただかなければ、町の訓辞などの中で「職員の皆さんは宝」と言われることは間違いでないと



思っております。

そういうことからしますと次の、リーダーシップを取らなければならない町長が縁の下で支えるということの意味においては、やはり少し違うのではないかと。出るべきところは出ていただいて、一線に立って、命をも惜しまないぐらいの気持ちで社会貢献をしていただかなければ、町長としての意味をなさないと思いますし、もう1つその下の問題ですが、合併して8年も経つ、そういう中で旧町意識ということになりますけれども、旧町意識のいいところはお互いに取り合えばいいと思います。しかし、旧町意識を出すのではなく、守ろうとするのではなく、愛荘町になったのですから、やはり積極的に愛荘町の町民として努めていっていただく努力をみんなですていかなければならないと思いますが、今回の選挙ではいろいろな意味でそういう旧町意識が出てきたと思いますが、そういうことについて今4点ほど言いましたが、どのような考えか、もう一度答えていただきたいと思います。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** お答えをいたします。

副町長と町長の立場で愛着信が違うという言葉については、十分に受け止めておきます。

そして、「職員を宝」ということで言ったのは、初登庁の時に職員を相手に言ったのであって、町民さん全体の場として一切言っていません。それはたまたま報道が取材に来ておられたということで、前で言ったのは町の職員に対して言ったわけです。

縁の下の力持ち、先ほども答弁申し上げましたけれども、私の信条としている「一隅を照らす」という根底を言ったのであって、「縁の下の力持ち」だけを強調されるとああいうような結果になってしまいますので、その点は「一隅を照らす」の意味を十分理解していただければ、おのずからわかってくるというように思っております。

そして、旧町意識はもう森議員おっしゃるとおりでございまして、私は何も旧町意識を出してどうのこうのと言ってはおりませんし、真の合併というのは一番重要だということにも思っておりますので、決して旧町意識を表に出して私はどうのこうのするとは一切思っておりませんので、先ほども答弁で申し上げましたとおり、今後とも旧町意識が表面化しないような行政に努めてまいりたいというように思っております。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 11番、森 隆一君。

**○11番（森 隆一君）** 11番、森。再々質問をします。

2月20日付けの中日新聞に、「一隅を照らす」ということが座右の銘ということもありますし、「行政の主役は町民、職員は宝、自分は縁の下で支える存在との姿勢を貫く」とありますが、これは職員に言った言葉であっても、新聞紙上にこのように出ていると、職員に言ったということには通じて来ないと思います。そこらが今後、言葉の使い方も考えていただきながら、こういうものに発表するにしても、していただかなければ誤解を生じる場合がありますので、よろしく頼みたいと思います。

それと、真の合併という形の中で言いますと、選挙でああだこうだと言ってもしようがないのですが、やはり町長の個人演説会等の中でも証拠として近江タイムスの記事が一般に配られているということもありましたし、そういうことはやはり気をつけていただかなければならないことだと思います。確かにこういう誹謗合戦や中傷合戦では選挙が成り立たない。私が一番最初に皆さんに言っているわけですが、政策と政策がぶつかり合うのが町長選であって、そのところを考えていただかなければ町長選の意味・意義がなくなると思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

今後そういう政策論争で戦っていただける、いろいろな時点で、選挙だけではないと思いますが、一般の人との間でも堂々と戦えるだけの覚悟がでているのかどうかお尋ねして、終わります。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** お答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、私は選挙に臨むのは初めてですが、当然、政策論争でもって戦うのが選挙だというように認識はいたしております。ですから私は、自分の考え方しか申しておりません。決して自分自身が誹謗中傷したということは、一切出しておりません。

ただ、個人演説会の場で近江タイムスの記事が配られたというのは、それは私がして配ったというわけでもないわけなんですけれども、先ほども言いましたように、あまりにも告示後の終盤以降の選挙戦の中で、私に対して誹謗中傷がものすごく多かったです。それをどうしたらいいんやという、実は選挙戦の中で考えましたけれども、そんなもん今さら覆すことはできないと。だから、私どもは私どもなりのきちんとした正論でいくという中で、近江タイムス社が言論の自由ということで書かれたものが配られたというような認識でございます。ですから、私がそれに対して一切関与して、私が配ってくれとか言った覚えはございません。

そして、今後とも政策論争というのは当然していかなければいかんと思います。人間の誹謗中傷ばかりしていてこの世がうまいことなるとは一切思っておりません。したがって、いろいろな面におきましても、1つの政策論争になる点があればそれは十分に議論させていただきながら、政策を進めさせていただきたいと思っておりますので、それについては森議員おっしゃるとおり、政策論争でやっていくべきだというように思っております。以上です。

---

◇ 本田秀樹君

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

〔9番 本田秀樹君登壇〕

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹。一般質問を行います。重複する点がござい  
ますが、答弁をいただきたいと思っております。

まず最初に、2014年度当初予算についてお伺いします。愛荘町は3月3日、2014年度当初予算を発表されました。一般会計は91億2,900万円であり、町長は5日からの任期の開始のため、継続事業の骨格となりました。6月議会以降で修正されることですが、町長の政策についてお伺いをいたします。

また、町長のマニフェストと言いますか、選挙公報リーフレットと言いますか、その中に、「1. 安心・安全の中で防災・災害に強いまちを進める」とありますが、どのような考えがあるのか、お伺いをいたします。

次に、2ということで「健康・福祉の中で、中学生に対する医療費の完全無料化を進める」とのことですが、財源確保はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に4番目ではありますが、元気な産業活力の中で、湖東三山スマートインターチェンジを活かした企業誘致や観光振興について、町長の考え方についてお伺いをいたします。

次に5番目の方なのですが、「教育委員会との連携の下、学びと文化の中で、いじめや体罰のない明るい学校を目指す」とありますが、町長の考え方についてお伺いをいたします。

次に、消費税8%への増税対策についてお伺いをいたします。平成26年4月1日から消費税が5%から8%になりますが、8%になったことにより、町への影響はど

のようになると考えられるのか、町長にお伺いをいたします。また、地方交付税の見込額、町民税・法人税の見込額についてお伺いをいたします。

以上、一般質問を終わります。

**○議長（吉岡ゑみ子君）** 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

**○町長（宇野一雄君）** 本田議員ご質問にお答えをいたします。

まず、安心・安全の中で防災・災害に強いまちを進めるとありますが、どのような考えがあるのかというご質問でございますが、伊谷議員のご質問にもお答えいたしましたところではございますけれども、昨年9月に来襲いたしました台風18号によりまして一部の地域に避難指示を発令し、避難所を開設いたしました。しかし、拠点避難所であります町内各諸学校の体育館には、避難者へ台風の状況を知らせる手段ができておりませんでした。

そこで、平成25年12月議会において補正予算をお願いいたし、避難所への情報提供手段としてのテレビ設置を行い、県防災情報システムとの連携により、データ放送で避難勧告・避難指示対象地域や避難所開設状況、リアルタイムによる災害状況や河川水位を随時提供し、避難所の充実に向けた取り組みをしているところでございます。

あわせて、備蓄品といたしまして飲料水・アレルギー対応のアルファ米購入をはじめ、災害時の配給食糧の核を行い、備蓄品の充実に取り組んでおります。

ソフト面といたしましては、平成24年度から「愛荘町地域防災計画」の見直しを行いまして、本年2月に防災会議を開催し、承認いただきました。このことから今後、地域防災計画をもとに災害対策の充実や効率化、減災への取り組みをより一層進めてまいることといたしております。また、地域防災計画見直しにより、職員災害初動マニュアルを見直しまして、災害発生時、職員が速やかに対応できるよう取り組みを進めてまいります。

さらに、平成26年度におきましては、災害が発生した時の本部機能を有する愛知川庁舎の自家用発電装置の整備を行うとともに、同時に、拠点避難所に備蓄倉庫の設置を行い、発電機・照明器具・簡易ベッド等を購入し、避難所開設時に安心して避難いただけるよう装備品の充実を図り、災害時に強いまちづくりを進めることといたしております。

また、新たに整備いたします「つくし保育園」につきまして、災害時における避難所機能をあわせて整備することといたしております。

災害時の応援協定につきましても、栃木県那珂川町、群馬県東吾妻町および徳島県藍住町、鳥取県中部定住自立圏域、奈良県斑鳩町と締結し、災害時の対応について取り組んでいるところでございます。

なお、大災害時におきましては、行政のできることに限界があることから、地域での自主防災組織の立ち上げについてもお願いをいたしております。今後とも引き続きその取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、中学生医療費の完全無料化に関するご質問のうち、財源確保等についての問題でございますが、これも瀧議員のご質問にお答えはいたしておりますけれども、中学生の医療費につきましては、現在、入院時におけます医療費を無料化しており、これは小学生の医療費無料化に合わせて実施したところでございます。

県内では、中学生の入院時の無料化は 13 市町、通院を含めた完全医療費無料化は 2 町が実施しておりまして、小学生につきましては、当町を含め 3 町の実施でございます。

当町におきましては、子どもの健康保持の推進や子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるための施策として、小学生医療費の無料化の次の段階として、中学生の無料化を実施したいと考えております。

実施に当たっての所要額は、およそ 1,500 万円を要するものと見込んでおります。

また、ご質問の財源でございますが、町単独事業で実施いたしますので、税などの一般財源を充当することとなります。

実施時期につきましては、滋賀県や国民健康保険連合会との調整、福祉医療システムの改修、医療機関や住民への周知など準備期間を勘案いたしまして、平成 26 年度内を目途に進めてまいりたいと考えておりまして、6 月議会には条件整備といたしまして、条例改正議案およびシステム改修経費等の補正予算につきましてお願いを申し上げたいと思っております。

次に、湖東三山スマートインターチェンジを活かした企業誘致や観光振興のうち、企業誘致についてのご質問にお答えをいたします。

先の伊谷議員のご質問にもお答えいたしておりますが、企業誘致につきましては、地域産業の活性化をはじめ雇用機会の創出や財源確保など経済活性化策として大変重

要でございます。また、インターチェンジができるまでではございますけれども、私が副町長をしています時、大手食品メーカー2社から京都製作所の土地で誘致の話がございまして、京都製作所や食品メーカーに出向き話を進めましたが、面積の問題あるいは土地価格の問題で折り合わず、誘致にまでは至っておりません。

しかしながら、企業誘致は必要と考えますことから、県から紹介をいただくなど様々なアプローチを行ってまいります。

また、湖東三山スマートインターチェンジを活用し、近畿・中部・北陸圏の結節点であります利便性の高い土地を活用した企業誘致につきまして、大手の食品流通関係企業など多くの企業へ既にご案内をさせていただいたところでございます。

一方、景気回復の効果もございまして、昨年12月頃から本町への土地の問い合わせが12件と、急増をいたしております。その一例をご紹介しますと、愛荘町の豊富な水を利用した「もやし工場」「精密部品の検査工場」「ホームセンターやスーパーなどが集まったショッピングモール構想」などの誘致の話がございました。残念ながら現在町が保有しております土地で企業へ紹介できる土地はございません。すべて民間が所有されている土地を企業に積極的に紹介しているのが現状でございます。

このように、企業誘致の引き合いが1社で2社でも残ればと、今後とも積極的に企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

湖東三山スマートインターチェンジ周辺等の農用地につきましては、農業振興地域など法的規制があるために企業誘致は難しいのが現状であります。地域の活性化を図る観点から、進出企業が具体的にあれば、積極的に誘致に向け県の関係部局とも協議を行い、対応してまいりたいと考えております。

次に、観光振興についてでございますが、これも伊谷議員のご質問にお答えをさせていただいておりますが、湖東三山スマートインターチェンジの開通によりまして、観光客の旅程の大幅な時間短縮が図られ、インター利用が当初計画より大幅に増加をいたしております。このことから、東のランドマークであります金剛輪寺や、西のランドマークでもあります中山道などに訪れていただく観光客が増加することが期待されております。

また、愛荘町は歴史的・文化的に優れた社寺仏閣や眺望山岳景観・田園風景など豊かな地域資源がございまして、これらを最大限活かした屋根のない博物館、いわゆる「まちじゅうミュージアム構想」を実現し、「びん細工手まり」や旧中山道「愛知川宿」の

佇まい、旧近江銀行などの大正時代の建築物、近江上布の伝統的な麻製品など、愛荘町の地域資源の魅力に直接触れていただく着地型観光の推進を考えてまいります。

また、本年秋にオープンを予定しております「湖東三山館あいしょう」を、名神高速道路から愛荘町へ入る玄関口として位置づけ、この施設に立ち寄っていただくようチラシの配布など啓発・宣伝を行い、立ち寄られた方に愛荘町の観光情報を提供し、愛荘町魅力を発信していきたいと考えております。

こうした構想は、平成26年度策定予定の「町観光振興計画」において網羅し、具体化を図ってまいりたいと考えております。

次に、いじめや体罰のない明るい学校をめざすとの考えを伺いたいとのことでございますが、これも先の伊谷議員の答弁で申し上げますが、明るい学校をめざす指針を推進していくうえで、いじめ・不登校・体罰など子どもたちに関わる様々な問題や課題に対応することは、生徒指導や人権教育の強化を図ることが極めて重要であり、学校が教育目標を達成し、児童生徒の人格を図るうえで、これらは大きな役割を担っております。

学校における生徒指導は、問題行動に対応するだけではなく、子どもの心と生活を安定させるものでもあります。自己と他者を見つめ、立ち止まって考える人権・同和教育とリンクさせることが重要だと考えております。

これらを学校教育の柱とし、教育の中立性を保ちつつ連携し、より組織的・体系的な取り組みを行っていくことが必要であります。そのため、学校との連携はもとより、県教委・警察や児童相談所、町機関である子ども支援課や健康推進課など関係機関との連携、地域や青少年育成団体、家庭との協力体制を強化することが必要であり、平成26年度より教育振興課に正規職員1名を配置することとなりましたので、それを活かしていきたい。

また、学校におきましては、平成25年度より校務分掌に「いじめ未然防止にかかる委員会」「体罰防止にかかる委員会」を明示しており、また現在、国における「いじめ防止基本方針」の策定を受け、町では「愛荘町いじめ防止基本方針」を、各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定中であり、これらの方針に基づいた教育を進めてまいりたいと考えております。なお、「学校」と申しますのは「園」も含んでいるということでご理解をいただきたいと思っております。

次に、消費税8%への増税対策についてでございますが、平成26年4月1日から

の消費税増税に伴いまして、新年度予算につきましては、歳入において施設の使用料などについて原課で検討を行い、近隣市町の状況やサービスの実情を勘案しながら、最終的に政策調整会議で、1つに平成26年4月1日から金額改定するもの、2つに平成27年10月1日から予定されております消費税10%の引き上げ時に改定するもの、今回の8%では見送って、消費税10%、あと2%が加算された時に改定するというものでございますが、3番としては据え置くものを決定し、公共下水道使用料、町立ハーティーセンター秦荘使用料、庁内体育施設の使用料、福祉センター光熱水費使用料、姉妹都市交流事業参加者負担金、広報掲載料、歴史文化博物館における物品売払代金、公衆電話機設置手数料の改定をさせていただくこととなりました。

歳出におきましては、消費税8%で予算積算するよう統一させていただいたところであります。

また、今回の消費税率の改正による地方交付税の見込額についてでございますが、まず全国の交付税総額として16兆8,855億円を計上されており、対前年度比1.0%の減となっております。愛荘町におきましては21億3,400万円を見込みまして、対前年度比0.8%の減を見込んだところでございます。

消費税率引き上げに伴い、基準財政需要額におきましては社会保障の充実分へ、また基準財政収入額につきましては地方消費税交付金の増収分にそれぞれ算入されております。ただし、消費税率引き上げ分のみの額につきましては、交付税の積算もととなる単位費用が、消費税率引き上げやそのほかの経済状況を加味したもので構成されているため、算出することは困難であります。消費税だけを抜き出すということは難しいということでございます。

ほかに消費税率引き上げの影響を受ける地方消費税交付金につきましては、対前年度比4,724万円の増となっており、消費税額引き上げ分として3,500万円の収入を見込ませていただきました。地方消費税交付金につきましては、社会保障と税の一体改革により、増税に伴う増収分すべて社会保障の充実・安定化を図ることとされており、愛荘町におきましては、「町内民間保育所入所事業」に充当させていただくことといたしております。

次に、今回の消費税の引き上げに伴います個人町民税および法人町民税への影響でございますが、個人住民税につきましては平成25年度分の確定申告等を受けての課税でありまして、直接的な影響についてはないものと思われませんが、法人税につきま



しては、増税前の駆け込み需要の反動で、4月以降の一時的な消費の落ち込みはあるものの、徐々に落ち着きを取り戻していくものと予測をいたしております。

なお、個人住民税の平成26年度見込額につきましては前年度比1,550万円増の8億7,110万円、法人町民税につきましては前年度比1億5,040万円増の3億9,930万円を見込み、予算を計上させていただいているところでございます。よろしく願いを申し上げます。

**○議長（吉岡あみ子君）** 9番、本田秀樹君。

**○9番（本田秀樹君）** 9番、本田秀樹です。再質問を行います。答弁はある程度理解いたしましたので、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、当初予算についてお伺いをしていきたいと思っております。平成26年度の当初予算は、財源の厳しい中で町民の要望に応える予算編成をされていると思っております。また、町長は1月20日までは副町長でありましたが、それ以後に退任されましたが、前町長との予算編成を行って来られたと私は思っております。平成26年度の当初予算には、今の町長の基本方針、そして重点事業が取入れられたものだと私は考えております。

そこで、歳出を抑えるための方策と歳入増のための具体策、歳出予算の精査ならびに事業費の精査についてお伺いをいたします。

次に、予算編成の透明性についてであります。予算編成の過程をオープンにし、予算要求、ヒアリング、そして査定結果と、各段階を追って速やかに広く情報公開をされている自治体もあると聞き及んでおります。

そこで、予算編成過程の情報公開について、必要性があるのか、また今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

次に、人件費の方策についてお伺いをいたします。人件費削減については、集中改革プラン、また定員適正計画があるのかわかりませんが、それに基づき削減に努めておられると思っておりますが、今後どのような手順で、どのような方法で人件費を見直すのか、答弁を求めます。

次に、嘱託・臨時職員は平成25年度は93名であり、平成26年度は84名で、9名の減となっております。今後の嘱託また臨時職員をどのように考えているのか、町長に答弁を求めます。

そして、当初予算はここ近年、90億円を超える予算はなかったのではないかと思います。

ます。また、先ほど町長が答弁ありましたが、法人町民税は大幅の増収見込みで、前年比 60.4%増の 1 億 5,400 万円であり、個人町民税は 8.2%増の 2 億 3,863 万円で、少し復調の見通しではないかと思えます。

そこで、地方交付税、国庫補助金の制度改革など、厳しい財政環境にどのように対応されていくのか、町長に答弁を求めます。

次に、地方債についてであります。地方債残高は平成 24 年度決算では、一般会計は 91 億 2,700 万円であり、平成 25 年度の見込額 90 億 4,500 万円、平成 26 年度の見込額が 94 億 8,000 万円ありますが、いかに町民の負担が少なくなる方策を、町長に今後のお考え方を答弁を求めます。

次に、基金の状況についてお伺いたします。平成 24 年度の基金は 42 億 3,900 万円、平成 25 年度の見込額は 37 億 5,800 万円、平成 26 年度につきましては 34 億 3,700 万円と、年々現状しておりますが、今後、町長としてのどれだけの増額をどのように考えていくのか、その手腕について答弁を求めます。

次に、防災・災害に強いまちを進めることについての質問を行います。愛荘町は東西 13 km・南北 7 km、総面積 37.95 k m<sup>2</sup>と、コンパクトな地形の中に約 2 万人の住民が暮らしております。また、災害はいつ起こるかわかりませんが、先ほど地域防災計画の見直しをされているということでしたが、今後どのような運営、そして町民にどのように周知をしていくのか。そして、現在どこまで町民さんに周知ができていくのか、答弁を求めます。

そして、災害が起これば大変なことですが、避難される住民の避難経路はどのように考えているのか。そして、どのような誘導をされて町民を安心・安全な避難場所に誘導していくのか、答弁を求めます。

次に、中学生の医療費の完全無料化について再質問を行います。基本的には素晴らしい、かつ子育て世代にはありがたい事業であります。厳しい状況の中ではありますが、すべての子育て世代対象に経済負担を軽減するため、また、すべての子どもが安心して医療にかかるように拡大されたことだと私は理解をしております。

先ほど中学生は 708 名ということで、今後も若干ではありますが、増えていくのではないのかなと感じておりますが、ある自治体では実際に中学生の無料化をされて、学校で怪我をされました。その中で中学生医療費無料化をしているために災害共済給付金というのがあるのかわかりませんが、それが制度の中で請求ができるのにならなかつ

たという事例があると聞き及んでおります。

また、愛荘町でもそのような保険があるならば、今後どのような対応をされていくのか。また、病気だけが対象なのか、すべて怪我也対象となるのか、町長に答弁を求めます。

また、対象者であります、給食費の未納が多々あると思いますが、そのような方に対してはどのような措置を考えておられるのか、町長に答弁を求めます。

また、中学生医療費の無料化拡大により、愛荘町にとってどのような政策効果が生まれるのか、町長に答弁を求めます。

そして、中学生が医療費が完全無料化となれば、町は財政が豊かだと感じとられ、交付税が下がるのではないかと私は考えておりますが、例えばそのように交付税が下がった場合、どのような措置を町長として考えておられるのか、答弁を求めます。

次に、湖東三山スマートインターチェンジを活かした企業誘致や観光振興についての質問を行います。経済環境の変化により、輸出産業の企業は海外に進出をされている企業が多くなっております。また、東日本大震災の教訓により、リスク分散を考える企業も少なくありません。あらゆる職種の企業が海外に拠点を置いているのが現状ではないかと思っております。

愛荘町は「工場等設置促進条例」を、平成19年6月22日から施行しております。元町長はそこに刑務タウン、いわゆる刑務所の誘致が地元にとっての経済効果があると言っておりましたが、町長はそのあとを引き継いで刑務タウンに努力をされていくのか、町長に答弁を求めます。

次に、湖東三山スマートインターチェンジの周辺における地域の活性化対策の1つについて、再質問を行います。まず、施設としては「湖東三山館あいしょう」の建設に着手をされると思います。また、運営についても指定管理者制度を活用されると思います。現在の指定管理者制度は、現在まで町が直営で管理をされていたものを指定管理とされてきましたが、今回は湖東三山館あいしょうの指定管理につきましては、レストランおよび物品の販売ということで、初めての指定管理制度であります。町として住民が本当に賛成できるものなのか、また、どれだけの効果が確保されているのか、町長に答弁を求めます。

また、この施設、全協でお話もさせていただきましたが、307号線の利用者がほとんどであり、出入口の進入の問題、また駐車スペースが狭い施設だと考えますが、こ

のような問題についてどのように対応されていくのか、町長に答弁を求めます。

次に、いじめや体罰のない明るい学校をめざすことについて再質問を行います。いじめについては、どの子にも、どの学校においても起こり得るものでございます。いじめは、目に見えるいじめ、そして目に見えないいじめがあり、最近では携帯電話を利用したメールや LINE での悪質ないじめが起こっております。

そこで、次の点について、5点について町長にお伺いをいたします。まず1点目に、学校を挙げた対応についてどのように考えておられるのか。2点目に、実践的な校内研修の実施はどのように考えているのか。3点目に、いじめる児童・生徒の指導・措置についてどのように考えているのか。4点目に、いじめの早期発見・早期対応についてどのように考えておるのか。5点目に、いじめを継続させないための弾力的な対応についてどのように考えているのか。以上5点について、町長の考え方についての答弁を求めます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** 再質問にお答えします。項目がたくさんありましたので、もしメモできていなかったら、もし抜けていたら「抜けている」とおっしゃっていただきたいと思います。

今年度当初予算 90 億円を超える、愛荘町にとって初めて 90 億円を超えたわけなんです、それに対する地方交付税・国庫補助金の対応ということなんです、地方交付税につきましては1月に国から出されます地方財政計画に基づいて、一定の地方交付税の積算をやっておりますので、それに基づいておりますので、これが私どもの状況で多くなる、少なくなるというのは、今後、基準財政需要額を積算していく過程で積むもの、積まないもの、いわゆる合併特例債であれば別途基準財政需要額にバック分はオンしていきますので、そうしたものの加算とか減額というのはあり得るでしょうけれども、一定、地方財政計画に基づいて積算されているものと思います。

国庫補助金の対応ですが、誠に申し訳ないのですが、個々の国庫補助金についてどうなっているかということにはわかりませんので、国庫補助金につきましては、従前どおりの対応ということで認識いただきたいなというように思います。

地方債残高の問題ですが、地方債残高につきましては、できる限り地方債の発行は抑えていくというスタンスに数年前から立っておりますので、今後もハード面はありますものの、でき得れば交付金とか国庫補助金を活用しながら、適債事業、いわゆる

地方債が発行できる事業であっても、極力発行せずして、生で収入が受けられるような事業を物色していきたいというように思っております。結果的には地方債残高を極力減らしていくような方策をとっていきたいというように思っております。

基金につきましては、一定、当初予算を組む時にはどうしても財源が、町としますと基金を充てていくということになるかと思うのですけれども、1年間の執行状況を見ながら、今日までどうしても執行残が出る場合がございますので、そうしたものにつきましては、無駄遣いをしないと言いますか、不用額が出れば不用額をきちんと残して、そうしたものの財源をまた基金に戻すというような措置が講じられればなどというように思っております。

前後して申し訳ないのですが、予算編成の透明性の確保ということで、ご案内のとおり県あるいは他の自治体におきましては、編成過程の情報公開というものがなされております。それもいずれは重要になってくると思うのですけれども、今の時点でどのような情報がいいかというのは、今後研究課題とさせていただきます、できるならば透明性の確保という観点から情報公開、情報公開と言いますか、たぶん県でやっているのも知事査定から確か情報公開やっているのではないかなと思うのですけれども、1つの最初の査定レベルから情報公開していくという大変な状況になるかと思っておりますので、そこら辺、どこら辺がいいのかというのは今後検討もさせていただきたいなどというように思います。

人件費の削減でございますが、合併以来、合併計画に基づきまして一定の人員の削減はやってまいりました。当初193人おられましたのが、今では169人くらいかなということで、減らしてきておりますので、なかなかこれ以上、人を減らすということは厳しい状況になっているのかなと思っておりますので、新陳代謝を図っている関係で、人件費の削減にはつながっていると思っておりますので、今後は現状を維持しながら、どのような形が人件費に削減になるかということは研究もしながら、人件費の削減につなげていきたいと思っております。

そして、嘱託・臨時の採用につきましても、嘱託・臨時がいいとは思いませんので、正規職員との絡みでもって、もし嘱託あるいは臨時が減らせるのであれば、その方向でやっていきたいなどというようにも思っております。

次に、前後して申し訳ないのですが、防災・災害に強いまちづくりにどんな運営をし、町民にどれだけ周知していくのかという問題なんです、ご案内のとおり地域防

災計画につきましては、この2月に防災会議を開かせていただきまして、地域防災計画を一応承認していただいたということになっています。それでまた住民さんにその周知するまではいってないことになりますので、今後、地域防災計画のもう少し小さくしたもの、案内版みたいなものをつくって、今後、住民さんに周知していくことになろうかというように思います。

それに基づきまして地域防災計画をつくっても、それが実際活用できてないと、どうしても無駄になってしまいますので、それにつきましては町内でもっともっと、地域防災計画そのものを自分のものにしまして運用をさせていただきたいと思っております。

次に、中学生の医療費の無料化の問題で、学校が入っている災害共済があるため、学校での事故は云々という話があったと思うのですが、これはあくまでも家庭内で行われた怪我とか病気などが対象になると思います。学校では、昔で言う学校安全会の保険に入っておりますので、いくら中学生の医療費の無料化をしても、保険が対象になるというように思いますので、医療費の無料化と学校が入っている保険とはまた別だと。だから学校安全会と言いますか、そうしたもので入っている保険につきましては、そちらが適用されるというように思います。

それと、給食費の未納の人云々という話がありますけれども、給食費の未納の人は困るわけなんですけれども、実質上、中学生までは仮に保険料が未納であったとしても保険証は出しておりますので、基本的には給食費の未納の方でも医療費の無料は適用されるというように認識はいたしております。

政策効果につきましては、医療費の無料化をすることによりまして、ちょっとした病気でも医師にかかれるかもわかりませんが、重症化が防げるというようなメリットはあるのではないかなというように思っております。

これによって地方交付税が下がるのではということなんですけれども、この医療費の無料化自身、基準財政需要額の算定費用の中にオンされませんので、基準財政需要額と収入額の差には影響してこないというように私は思っております。

そして次に、スマートインターチェンジにおきます海外進出している企業の問題なんですけれども、確かに今と言うか、企業の空洞化というのがありまして、なかなか企業誘致というのは難しい問題もあるかと思うんですけれども、それをめげずして企業誘致に努めてまいりたいということと、刑務タウンの話につきましては、来ればものす

ごく経済効果があると思います。ですから、それにつきましては今後情勢見ながら、本当に来るインパクトがあるのかどうか、そういった候補地があるのかどうかということも町として模索しながら、もしあれば積極的に誘致に努めたいなというように思っております。

それと、「湖東三山館あいしょう」の指定管理なんですけど、町として住民の賛成が得られるかどうかという問題なんですけど、前々から全協等で説明いたしておりますとおりに、指定管理そのものにつきましてはいろいろな考え方があろうかと思っておりますけれども、行政としての商売的な、いわゆるノウハウがないということで、平成15年に出されました指定管理のマニュアルと言いますか、原本と言いますか、指定管理が採用されたベース等を考えますと、やはりこういった施設は指定管理委託をさせていただくのがベストではないかなというように思っておりますので、これはある程度計画しましたら、住民さんにも広報等で啓発しながらやっていきたいなというように思います。

そして、307号からの出入口の問題、あるいは駐車場の問題ですが、国道307号線からの出入口につきまして、これは十分に公安委員会と調整をした結果でございますので、ここをどうするかという問題につきましてはちょっと無理かなと。駐車場の問題につきましては、以前からお話もいただいておりますとおりに、今後、駐車場もあまり広いとは思いませんので、現行法いわゆる農振法・農地法等の絡みを踏まえながら、もし増やせるのであれば増やす方向で一度また考えていきたいというように思っております。

次に、いじめの問題なんですけど、各項目を私100%熟知しているわけではありませんけれども、ご案内のとおりいじめ問題というのは人権問題に相当するものということで、いじめられた方は何も非はございません。いじめた方に非があるということでございますので、そのいじめた原因をいかにどうあるべきかということを見ないといけないと思うのですけれども、学校を挙げた対策というのは、先ほど答弁でも申し上げましたところで、いずれにしても学校そのもので、議員、今ご指摘いただきました学校挙げた対策、実践的な対応、いじめの早期発見とかおっしゃっていただきましたけど、それらにつきましては、学校としての委員会というのですか、そうした中できちんと整備をさせていただいて、そのベースは多分、町教委の方からマニュアル的なものも出させていただくことになろうかと思うのですけれども、それでもって対応さ

せていただきたいなど。誠に申し訳ございませんけれども、1項目1項目での回答は今わいてきませんので失礼させていただきます。

そして、一番最初の質問だったと思うのですが、現在の予算をあげて執行過程で歳出の削減、あるいは歳入確保をどうするかという問題ですが、歳出の削減につきましては、今現在91億円という大きな予算額を計上させていただいておりますので、当然、執行過程でもって見直ししないといけない問題等々出てくるかと思っておりますので、それにつきましては可能な限り総計予算主義の原則に基づきまして、不要な予算につきましては執行しないということを前提に進めさせていただきますし、可能な限り、先ほども申しましたように国庫補助金とかそうした財源につきましては取り組めるように、県あるいは国等に働きかけていきたいというように思っております。以上です。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 9番、本田秀樹君。

**○9番（本田秀樹君）** 9番、本田秀樹。再々質問を行います。まず、すべての質問に答弁をいただきましたが、少し理解ができない点がありますので、再度質問をさせていただきますと思います。

まず、地方債についてでございますが、先ほど町長の答弁では、今後は抑えるように取り組むのだという答弁だったと思いますが、その抑えるように取り組む内容ですね、どのような具体策を考えておられるのか、その点についてお伺いをいたします。

また基金の状況であります。基金でも答弁の中で、無駄遣いをしないのだということでございますが、無駄遣いはしてもらったら困ると思うのですが、その増額、どうというような部分で、今減っておりますね、年々基金が減少。いかにどのようにして増額をしていくという方策を答弁願いたい。無駄遣いというのは十分理解しておりますので、その方策について答弁をいただきます。

そして、中学生の医療費の無料化でございますが、今ほど給食の未納者に対しては未納者はそのままだということございましたが、それは子どもにとっては別にどうのこうのは言いませんが、親御さんの問題かもわかりませんが、やはりそのあたりも考えないと、平等性がないのではないのかなと私は考えます。

だから、教育の部分でございますので、町長が答弁は難しいのではないのかと思っておりますので、その点について教育委員会の方に答弁を求めたいと思っております。

そして、いじめの方なんです。町長も答弁をいただきました。具体的な分は私もちょっと理解ができなかったもので、教育委員会の方に再度、今ほどの5点について答



弁を求めたいと、このように思っております。

先ほど町長にお話した学校を挙げた対応について。そして実践的な校外研修の実施はどのように考えているのか。いじめの児童・生徒の指導そして措置について。4番目、いじめの早期発見・早期対応について。いじめを継続させないための弾力的な対応について。この5点について教育委員会の方に答弁を求めたいと思います。

そして、当初予算について再度お聞きをさせていただきます。平成26年度の歳出におきましては、扶助費が2億4,603万円と16.5%の増、普通建設費では2億2,133万円の25%増となっております。大変多くの増額の金額となっておりますが、扶助費の推移を見ても、毎年増加しているのが現状でございます。厳しい財源状況のもとにおいては、限られた財源を効果的に活用し、最大限の福祉サービスを提供し、地域福祉をより一層充実させていくことが求められていると私は思っております。

また、そこで予算編成段階での扶助費の量的抑制を図るといった観点ではなく、所得制限の見直しや対象者の適正化などを行い、時代に見合った制度に再構築をさせ、多様化・複雑化する町民ニーズに応えなければならないと考えておりますが、町長はどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

また、地方交付税であります。地方交付税の安定的財源確保における地方交付税では、財源構成も含めてどのようなものがあるのか、どのような制度があるのか、答弁を求めたいと思います。

また、地方交付税交付金の原資となっている部分、主要5税があると思いますが、その主要5税についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

そして最後に、愛荘町にとってでございますが、町長に、財政とは何か。財政の意味をお聞きしておきたいと思っておりますので、私の理解のできる財政についての町長の考え方、それを答弁を求めます。そして、町民の皆さんにまたわかるように、愛荘町の財政がこのように変わっているのだと、また改善をされているのだとわかるような説明をいただきたいと思っておりますので、町長の考え方について答弁を求めます。

また、そこで教育委員会にお伺いします。町長でも結構なんですが、いじめとは何ぞや。根本的な質問で申し訳ございませんが、いじめとは何ぞやということをお聞きしたいのと、体罰とか何ぞやということについて、その2点をお聞きして再々質問を終わらせていただきます。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 町長。

○町長（宇野一雄君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、地方債を抑える対策ということでございますが、どうしても普通建設費を見る場合、起債はどうしても必要になってまいりますので、ただその起債が、先ほど適債ということをお願いしたけども、いかに交付税バックがたくさん入って来るかどうかという問題に視線を置いてやっていくということと、それと今ローリングをやっていると思うのですが、ローリングの中で極力先延ばしできる事業につきましては、年次計画を立てて少しずつやっていくというようなことで、極力起債を抑えていくというようなことでございまして、先ほど言いましたような合併特例債などは、別に基準財政需要額にオンされますので、これにつきましては起債残額としては残ってきませんが、長期的な展望に立てば、それにつきましては交付税バックが入る。それは普通交付税の中ではなしに、普通交付税ではあるけども、別枠として入ってくるというような形になりますので、一時的には増えるけれども、合併特例債を発行した場合は単年度償還に一般財源化されてくる額が入って来るというようなこととなりますので、まずは地方債の発行を抑えるというのは先決ではございますけれども、どうしてもローリングの中でやっていかなければならない問題につきましては、一番有利な起債を発行していくというような形にシフトさせていただきたいなというように思いますし、していきたいと思えます。

基金の減額を抑える対策なんですけども、ご案内のとおり、今、地方経済が厳しい状況の中で、経済が好転してきたとは言え、今年度、法人事業税は増えるということでもありますけれども、一般財源が増えてくればおのずから基金残額も増える、あるいはスライドされるというような形にもなってまいりますので、やはり経済の情勢と正比例してまいるというように思っておりますので、基金が即減額、減るのを抑えるということは非常に難しいわけなんですけれども、極力減るのをスライドさせるというか、そのままの状態が保てるような形での予算執行に努めていきたい。そして最終的に基金を繰入金せずしていけるような形の財政環境をつくっていききたいというように思っております。

そして、地方交付税を構成します5税なんですけども、国におきまして35兆6,000億円を交付税対象税目ということであげておるのですが、その中で所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税、この5税が地方交付税の対象税目になっております。

そして最後、財政とは何かということなんですけども、地方財政法に載っているわけな

んですけれども、いわゆる地方財政が安定かつ長期的な展望に立った予算を編成しなさいというのが基本的な財政のスタンスというように理解しております、財政とは何かといわれると、この1字1句を説明するのは非常に難しいですけれども、愛荘町が長期的・安定的に歳入歳出バランスが取れていくというのが健全な財政ではないのかなというように思います。

それが回答になっているかどうかわかりませんが、非常に難しい部分でありますし、町民の皆さんには年度当初にいつもホームページで当初予算の概要を公表させていただいておりますので、その時にわかりやすい形での公表をさせていただきたいというように思います。

扶助費の支出の中で、やはり時代に見合った形に見直すべきではないかというような話なんですけれども、扶助費につきましては大半が国の補助金、県の補助金を受けております、私どものみで扶助費の支出する所得制限を変えとか、あるいは愛荘町に適した内容に変えるというようなことは非常に困難かなと。あくまでも国の制度に従って、本町において要綱を定めやっておりますので、やはり国が変わればそれだけに変えていくことは可能かと思うのですけれども、愛荘町独自でもう少し所得制限を上げるとか下げるとか、そういうようなことは非常に難しいのかなと思いますので、国に従った、「国に従った」というとまた語弊があるかもわかりませんが、国の補助金を受けてやっている以上、国の制度に則ってやっていきたいというように思っております。以上です。

**○議長（吉岡 丞子 君）** 教育次長。

**○教育次長（小杉 善範 君）** 医療費の無料化の関係と給食費の未納の関係で、公平性の確保という観点からのご質問だったと思います。

ご存じのように、委員会等でも給食費の未納については報告をさせていただいていわけですが、町の職員による収納対策本部の徴収における声掛け、また学期末等の学校での教職員と保護者の面談、またそれぞれの月ごとの督促等を学校の方からお願いしているわけですが、なかなかご理解が得られない部分がありますので、未納も現在あるような状況であります。

今後もしろいろな方面から関係機関と協力しながら、未納の方につきましては縮減できるように取り組んでまいりたいと思いますが、医療費につきましては、先ほど町長の方から答弁がありましたように、対象になるという形になると思いますので、

よろしく願いをいたします。

**○議長（吉岡系ミ子君）** 教育主監。

**○教育主監（松藤美保子君）** 先ほどの本田議員の方からのご質問にお答えします。

まず、文言がきちんと整ってはいないと思うのですが、「体罰とは」ということと、「いじめとは」という、まずご質問です。「体罰」とは、教員が指導という名のもとで子どもの身体を痛めつける間違っただけの行為というふうにとらえております。それから「いじめ」ですけれども、「いじめ」の定義も文科省がいろいろ出されきた中で、一定の期間であるとか、人間関係の中で限定されたようなことも、以前の中では定義としてあったのですが、今、「いじめ」というものは、子どもの人間関係の中で心的・身体的に苦痛を感じることをすべてを、その子自身が苦痛を感じたものは、それを訴えたものについては、すべて「いじめ」だというふうには受け止める、私たちもそのように認識しております。

それから、先ほど5点、いじめについてのご質問がありましたけれども、ご指摘のとおり、現在、いじめ問題につきましては、以前のようにはっきり目に見えるような形ではなくて、陰湿的な部分も大変増えているということは事実です。先ほど5点の質問、先ほど町長の方の答弁の中にもありましたように、すべてのことが「いじめ防止基本方針」の中に含めてほしいということも、学校の「いじめ防止基本方針」の中にも入れてほしいということをお願いしています。その中にこれは含まれているわけですが、今現在、学校の方に指導していること、また私自身が考えていることを申し上げたいと思います。

「学校を挙げた対応」ですけれども、すべての学校にいじめ防止に関する委員会がございます。先ほど申し上げたように、ただ1人の子に対して2～3人の子が目に見える形で何かを行うというようなことではなく、非常に見えにくいところ、それから見えにくい形でいじめということが発生する可能性があるということから、すべての学校にその組織をつくって、組織の中で動くように、情報交換もそこでし、また対応についてもその委員会を通じて発信するような形にしております。

それから、2つ目「実践的な校内研修」ですけれども、県の方からいじめに対するアクションプランというのでも出ております。そのことについて、各学校でそれを使って研修をしてくれということをしてしておりますし、それから25年度は夏の夏期休業中に職員のいじめに関する全員研修会も執り行いました。いじめに関する意識みたいな

ものが薄れていくということは、非常に困ったことだというように私自身も思っておりますので、常に子どもがどういう様子でどういう生活をしているかということを観察することから、またそれを意識化することから、いじめ防止にもつながるということで、研修についても校内の方で校長また教頭の方には、それを忘れないために何度も研修等やってくださいということもお願いしているところです。

それから、3つ目の「いじめる生徒の指導に関して」ですけれども、もちろん学校の中で、また保護者を含んで話し合い等、また対応等がされているわけですが、最終的にまだ愛荘町の方ではそういう措置は行われておりませんが、本当にひどくなった場合、もうこれは大変なことになるという場合については、そのいじめたこの出席停止ということも考えられるというふうに思っております。

4番目ですけれども、「早期発見のための方策」ですけれども、これも各学校とも学期に1回以上、いじめに関するアンケート調査を行っております。それから、子どもとの1対1の面談、担任に関わらず保健室の先生であるとか、自分ができる相手を探してでも面談ということも行っております。

5つ目ですけれども、「継続させないための方策」です。それがまず解決したであろうというふうに考えても、それが継続しているかも知れない、もうそのままその事案については放りっぱなしではなくて、引き続き本人の観察であったりとか、保護者への連絡であったりとか、そういうことについて継続して見守りをするようにということも指導しております。

それから、何かそういう事案が起こったクラスであったり、何か問題があるクラスにおいては、なかなか人員の中でできない部分もあるのでありますが、2人体制をつけるであったりとか、そのような物理的な面でも考えていることもあります。

それと、先ほど議員さんの中にもお話があったかと思うのですが、する方、やった方についても、もちろんいじめをするということはいけないことではあるのですが、それをしてしまう、その子どもの心の中にいったい何があったのか、その子についても一定、解決するであろうというその中で、ただ一方的に「この子が悪い」、「この子が被害者で、この子が加害者」というだけではなくて、加害になってしまった子についても、なぜそういうことになってしまったのだろうというようなことを掘り下げて話をしたり、聞き取りをしたりするようなことも大事なというふうに思っております。以上でございます。

○議長（吉岡系ミ子君） これで一般質問を終わります。

---

○議長（吉岡系ミ子君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時35分

再開 午後3時26分

○議長（吉岡系ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（吉岡系ミ子君） お諮りします。ただいま報告1件・選任1件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡系ミ子君） 異議なしと認めます。

よって、報告1件・選任1件を日程に追加し直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎報告第2号の上程、報告

○議長（吉岡系ミ子君） 追加日程第1 報告第2号、常任委員会の委員長、副委員長の報告についてを議題にします。

お手元に配付した名簿のとおり常任委員会で互選されましたから、報告します。

---

#### ◎選任第4号の上程、説明、採決

○議長（吉岡系ミ子君） 追加日程第2 選任第4号、議会運営委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡系ミ子君） 異議なしと認めます。

よって、選任第4号、議会運営委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

---

#### ◎休会の宣告

**○議長（吉岡糸ミ子君）** お諮りします。議事の都合により3月13日から3月27日までの15日間休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 異議なしと認めます。よって、3月13日から3月27日までの15日間休会することに決定しました。

よって、再開は明後日3月28日（金）でございます。

大変ご苦勞さまでございました。

休会 午後3時29分